

使用開始日 2026年4月11日

しんきんとピックスオープン

追加型投信／国内／株式／インデックス型

投資信託説明書 (請求目論見書)

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本文書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

1. この目論見書により行う「しんきんトピックスオープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を 2026 年 4 月 10 日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は 2026 年 4 月 11 日に生じています。
2. 本文書は、金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書（請求目論見書）です。
3. 「しんきんトピックスオープン」の基準価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。

発 行 者 名	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 田中 賢治
本店の所在の場所	東京都中央区京橋 3 丁目 8 番 1 号
縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

しんきんトピックスオープン（以下「当ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ① 追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ② 委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

＜照会先＞

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

＜コールセンター＞0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

＜ホームページ＞<https://www.skam.co.jp>

(5)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(6) 【申込単位】

- ① 「自動けいぞく投資コース」
販売会社が定める単位
- ② 「一般コース」
1万口以上1万口単位
- ③ 「確定拠出年金コース」
1円以上1円単位

(7) 【申込期間】

2026年4月11日から2026年10月9日まで
(申込期間は、上記申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申し込みに係る取扱い等は販売会社が行っています。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ <https://www.skam.co.jp>

コールセンター 0120-781812 (携帯電話からは03-5524-8181)

(受付時間：営業日の9：00から17：00まで)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日に係る発行価額の総額を、受託会社の当ファンドに係る口座に払い込みます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申し込みされた販売会社の営業所等で支払うものとします。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

- ① 受益権の取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申し込みください。
- ② 毎営業日の午後3時30分までに受け付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- ③ 当ファンドには、取扱販売会社によって、税引後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資

する「自動けいぞく投資コース」と、収益分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「一般コース」、確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づく取得申込者(事業主と資産管理契約を締結した資産管理機関、ないしは国民年金基金連合会)の申込みを対象とした「確定拠出年金コース」があります。

- ④ 「自動けいぞく投資コース」の場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従い契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ⑤ 振替受益権について

ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、振替法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

わが国の株式市場全体の動きをとらえることを目標に、東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1) 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式			
一般	年1回		
大型株			日経225
中小型株	年2回	グローバル	
債券		日本	
一般	年4回	北米	
公債		欧州	
社債	年6回	アジア	TOPIX
その他債券	(隔月)	オセアニア	
クレジット属性 ()	年12回	中南米	
不動産投信	(毎月)	アフリカ	
その他資産 ()	日々	中近東 (中東)	その他
資産複合 ()	その他	エマージング	()
資産配分固定型	()		
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類の定義>

- 「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
 - 「国内」…目論見書または投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
 - 「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
 - 「インデックス型」…目論見書等において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの
- <属性区分の定義>
- 「株式 一般」…目論見書等において、主として株式に投資する旨の記載があって、大型株および中小型株の区分に当てはまらないもの
 - 「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
 - 「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
 - 「TOPIX」…目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの

※当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会ホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) をご参照ください。

東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する運用を目指すファンドです。

例えば、TOPIXが5%上昇した場合には、基準価額がおおむね5%上昇し、TOPIXが5%下落した場合には、基準価額がおおむね5%下落するような運用成果を目指します。

※しんきんトピックスオープンはTOPIXに連動するように運用指図が行われますが、必ずしも完全に連動する運用成果を保証するものではありません。

特色1 TOPIXという知名度の高い指標に連動することを目指すため、値動きが分かりやすいファンドです。

TOPIXは、日本の株式市場の値動きを表す代表的な指標として、テレビや新聞など身の回りのさまざまな媒体で情報が提供されています。そのため、ファンドの値動きを比較的容易に理解することができます。

特色2 少ない資金で国内株式の大部分に投資したのと同じような投資成果が期待できます。

東証株価指数(TOPIX)の構成銘柄の時価総額は、わが国の上場株式の時価総額の大部分を占めています。

特色3 購入時の手数料が掛からないファンドです。

東証株価指数(TOPIX)とは…

- 東証株価指数(TOPIX)の構成銘柄の時価総額は、わが国の株式市場全体の時価総額の大部分を占めており、東証株価指数(TOPIX)はわが国の株式市場の動向を的確に表す株価指数です。

$$\left[\begin{array}{c} \text{東証株価指数(TOPIX)} = \\ \text{当日の時価総額} \div \text{基準時の時価総額} \times 100 \end{array} \right]$$

- 1968年1月4日を100として計算し、(株)JPX総研またはその関連会社が公表しています。Tokyo Stock Price Indexを略してTOPIXと呼ばれます。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ TOPIXの特徴

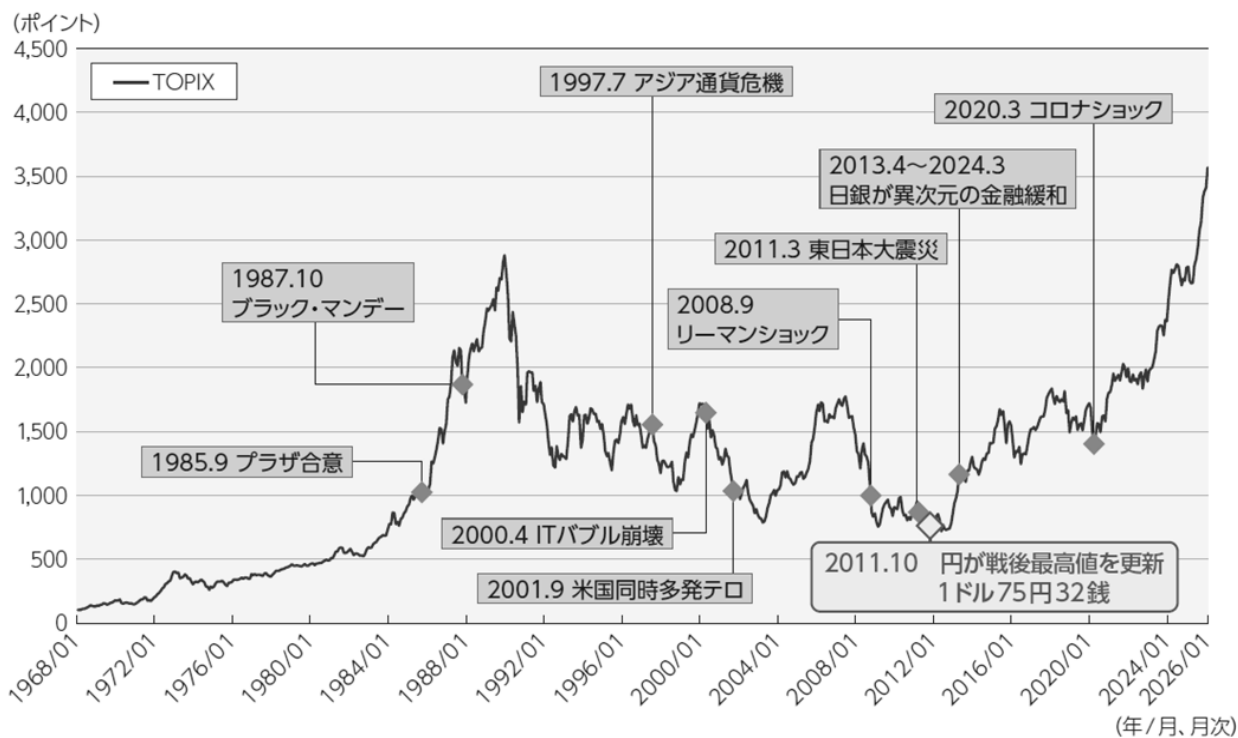
TOPIXと日経平均株価の比較

	TOPIX (東証株価指数)	日経平均株価 (日経 225)
銘柄数	約 1,700 銘柄	225 銘柄 [※]
対象	東京証券取引所上場株式	東京証券取引所上場株式のうち 代表的な銘柄
特徴	時価総額を基に算出されるため、時価総額の 大きな銘柄の影響が強くなる傾向にあります。 (浮動株調整時価総額加重型)	時価総額を考慮しないことから、株価の高い 銘柄の影響が強くなる傾向にあります。 (株価平均型)

出所：(株) JPX 総研またはその関連会社、(株) 日本経済新聞社等の資料によりしんきんアセットマネジメント投信 (株) 作成
 ※通常は 225 銘柄が採用されていますが、銘柄入替時などには 225 銘柄とならない場合があります。

TOPIXの推移 (1968年1月末～2026年1月末)

TOPIXは日本経済の歩みとともに、日本株式市場の動きを的確に反映して推移してきました。



出所：ブルームバーグよりデータ取得し、しんきんアセットマネジメント投信 (株) 作成

※グラフ・データは終値ベースです。

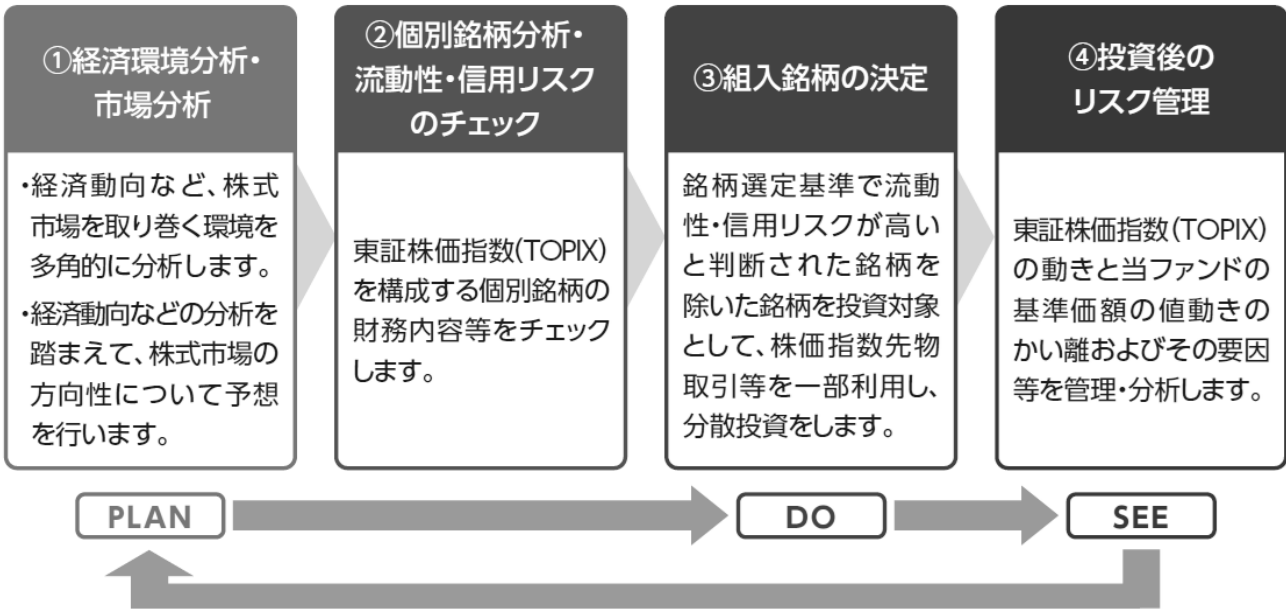
※TOPIXの推移はあくまで参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

■ 投資戦略

- 東証株価指数（TOPIX）の構成銘柄に投資します。
- 株価指数先物取引等の派生商品の活用により、取引コストや価格変動リスクを低減させるとともに、株式（現物）と株価指数先物取引を合計した実質組入比率を高位に保ち、東証株価指数（TOPIX）との連動性の向上を図ります。

投資プロセス



※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ ベンチマークについて

しんきんトピックスオープンは、東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとし、これに連動する運用を目指します。

（ベンチマークとは、投資銘柄の決定などにあたって目安となる指標のことです。）

東証株価指数（TOPIX）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

■ 収益分配について

年1回の決算時（7月18日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。

収益分配金のお支払いのイメージ



※自動けいぞく投資コースおよび確定拠出年金コースの場合、分配金は自動的に再投資されます。

※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせください。

収益分配 方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

■ 収益分配金に関する留意事項

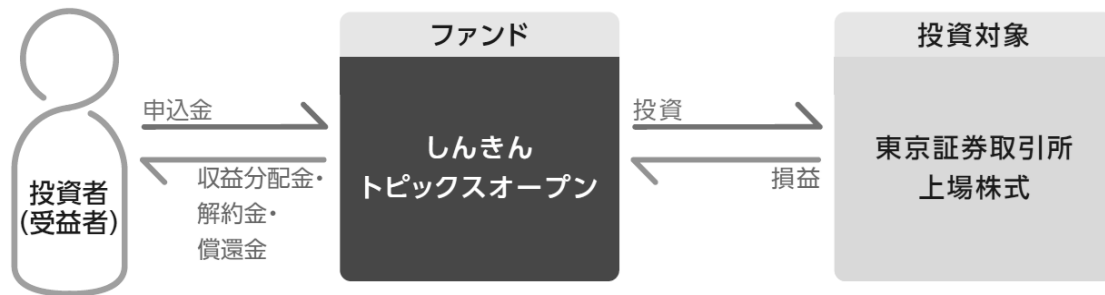
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

■ ファンドの仕組み



※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

④ 信託金の限度額

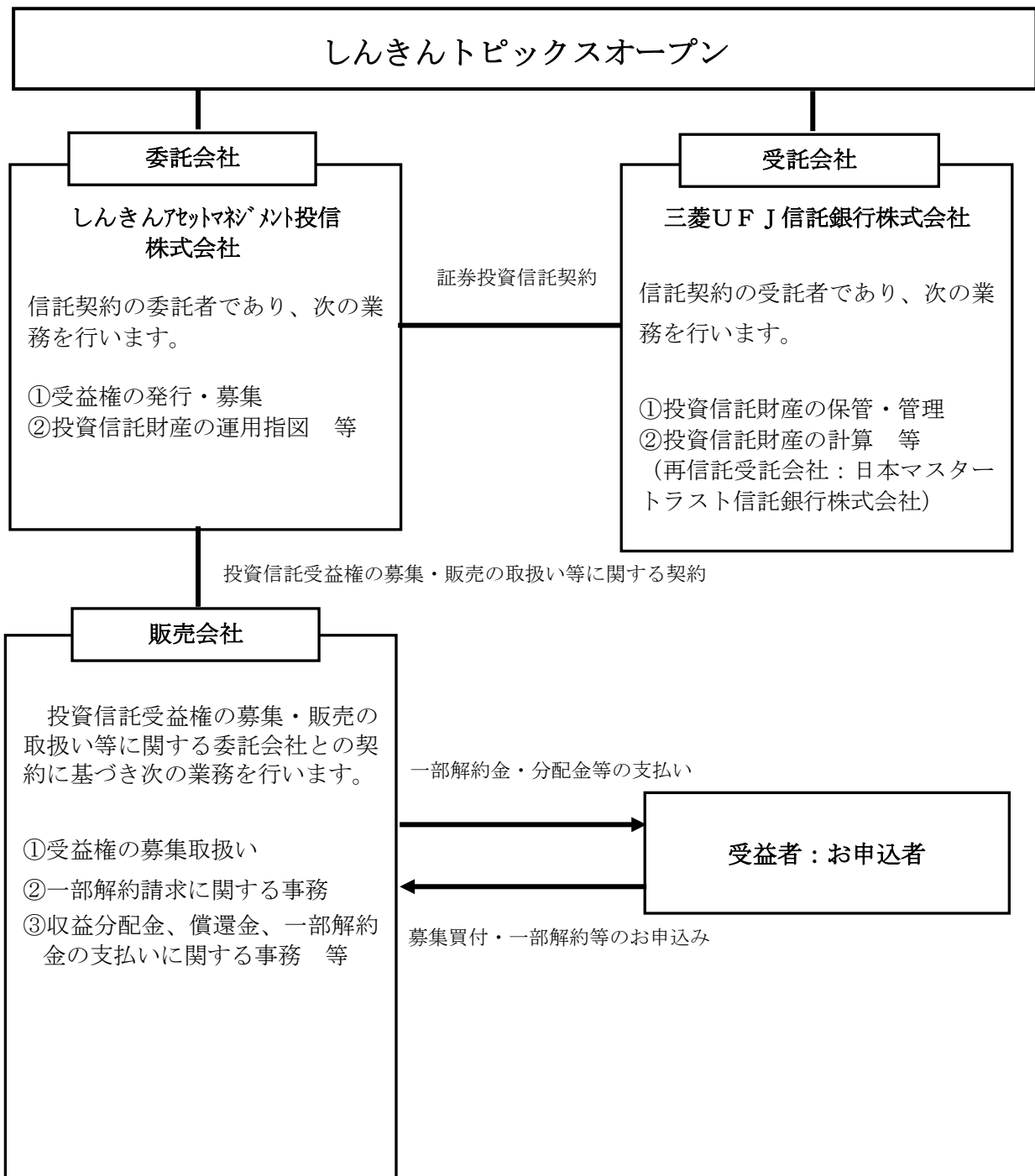
- ・ 3,000億円を限度額として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2000年7月19日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



<委託会社の概況> (本書提出日現在)

① 名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

② 本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目8番1号

③ 資本金の額

200百万円

④ 会社の沿革

1990年12月 全信連投資顧問株式会社として設立
1991年3月 投資顧問業の登録
1992年3月 投資一任契約に係る業務の認可
1998年11月 「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
1998年12月 証券投資信託委託業の認可
2007年9月 金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
2017年8月 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

⑤ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 投資対象

主としてわが国の株式を主要投資対象とします。ただし、投資信託財産の規模によっては、主としてわが国の公社債等に投資するとともに株価指数先物取引等を利用して運用を行う場合があります。

② 投資態度

- 1) 東京証券取引所上場株式に投資し、投資成果を東証株価指数（TOPIX）の動きに連動させることを目指して運用を行うことを基本とします。
- 2) 株式（株価指数先物取引等を含む）の組入比率は、高位を保ちます。
- 3) 東証株価指数（TOPIX）の動きに連動させるため（投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のために限ります。）、国内において行われる株価指数先物取引等を利用することがあります。このため株式の組入時価総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 4) 前記3)のほかに、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券指数等オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことがで

きます。

- 7) 株式以外の資産への投資割合は、原則として、投資信託財産の総額の50%以下とします。
- 8) 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

(2) 【投資対象】

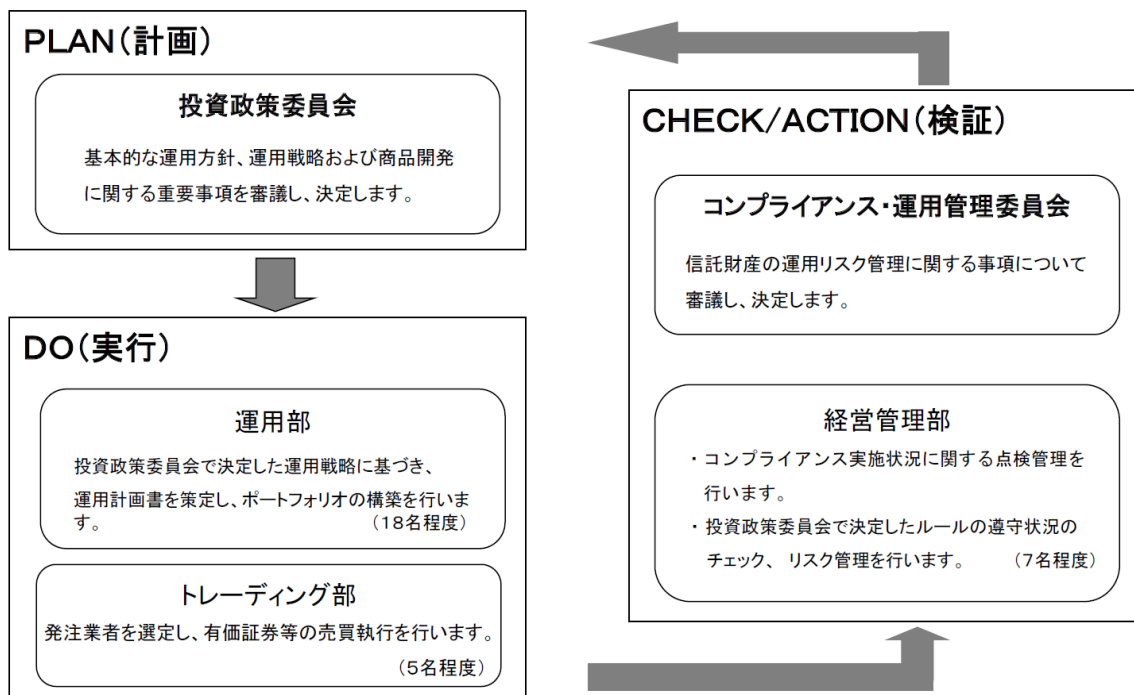
- ① 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
 - 1) 株券または新株引受権証券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券（金融商品法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証券で、前各号の証券または証券の性質を有するもの
 - 13) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託を除きます。）
 - 14) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）
 - 15) オプションを表示する証券または証券（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 16) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとしします。）
 - 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるものをいいます。

なお、1) の証券または証券、12) ならびに16) の証券または証券のうち1) の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに12) および16) の証券または証券のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) および14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託会社は、信託金を、上記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ③ 上記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記②の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



《投資決定プロセス》

- ① 信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。
- ② 投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益の分配は年1回の決算時（7月18日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づいて分配します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配に充てず投資信託財産に留保した収益等については、投資信託約款の運用の基本方針に基づき運用を行います。

(5) 【投資制限】

しんきんトピックスオープン投資信託約款（以下「約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。かかる制限、限度は以下のとおりです。

① 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、我が国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 株式への投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

⑧ 先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、我が国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。また、我が国において行われる有価証券店頭オプション取引、有価証券指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、我が国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

⑨ スワップ取引の範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期

間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩ 金利先渡取引の範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

⑫ デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑬ 信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 1)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券

- c. 有償増資により取得する株券
- d. 売り出しにより取得する株券
- e. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能な株券
- f. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑭ 有価証券の貸付けの指図および範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前各項目に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮ 資金の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - a. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - b. 一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。
 - c. 借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- 3) 1)の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。
- 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

⑯ 法令に基づく投資制限

委託会社は、運用の指図を行う投資信託財産について、以下の行為を行わないものとします。

1) 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

2) デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の

指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

「しんきんトピックスオープン」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

(1) 基準価額の変動要因

① 価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して、短期的・長期的に大きく変動します。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により有価証券を希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

- ① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
- ② 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ③ 当ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、当ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

(3) リスクの管理体制

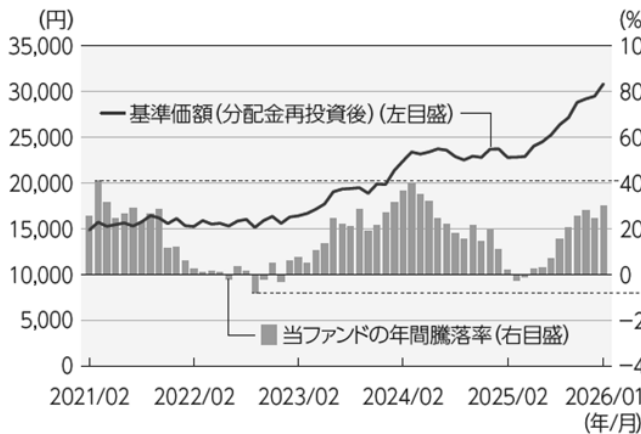
運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関

連部門に報告し、是正を求める態勢としています。運用リスク管理状況は、原則月 1 回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

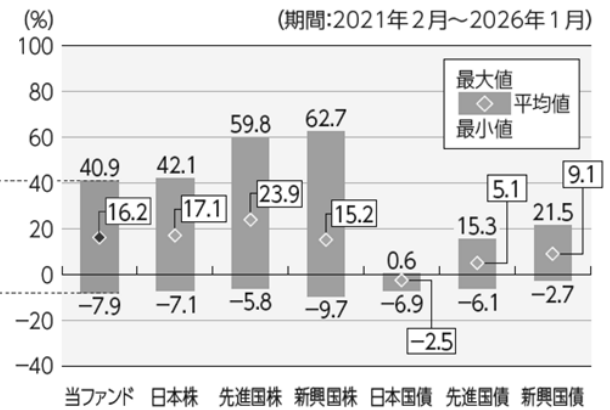
また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。コンプライアンス・運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスクの管理体制等は、今後変更となる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および
基準価額（分配金再投資後）の推移



当ファンドと代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較



※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移を表示したものです。
 ※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセット
 マネジメント投信（株）が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2021年2月から2026年1月の5年間の各月末
 における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラス
 を定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。	株式会社 JPX 総研 又は株式会社 JPX 総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・マーケット・ グローバル・ディバーシファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありませんが、一部解約時に基準価額の0.3%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に対して、年率0.88%（税抜0.80%）

1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

運用管理費用 (信託報酬)

支払先	配分(税抜) および役務の内容	
委託会社	純資産総額に対して、 年率0.25%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、 年率0.45%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、 年率0.10%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(注) 「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。
- ② 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。
- ③ 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用は投資信託財産から支払われます。
- ④ 投資信託財産に係る監査費用は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0088%（税抜0.008%）を乗じて計算し毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。
- ⑤ 「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。

※当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個別元本について

- 1) 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

② 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※個別元本および収益分配金の区分については、後記<個別元本および収益分配金の区分の具体例>をご参照ください。

③ 個人、法人別の課税上の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能となります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定

の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。益金不算入制度の適用はありません。
-----------------------------	--

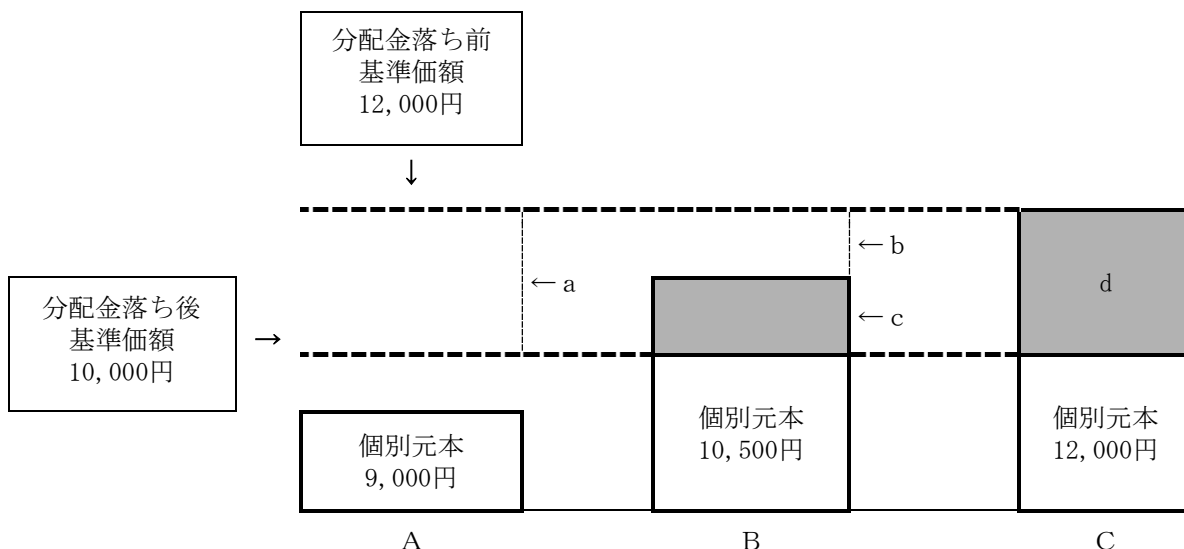
※確定拠出年金コースの場合、確定拠出年金制度に係る税制が適用されます。

※取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<個別元本および収益分配金の区分の具体例>

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



- A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。
- B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金(特別分配金)」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金(特別分配金)」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金(特別分配金)」(500円) = 10,000円となります。
- C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金(特別分配金)」となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金(特別分配金)」(2,000円) = 10,000円となります。

※取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.90%	0.89%	0.01%

※対象期間は2024年7月19日から2025年7月18日です。
 ※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に対象期間の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
 ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
 ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

以下は2026年1月30日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。

※投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	5,843,392,170	98.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	112,762,298	1.89
合計（純資産総額）		5,956,154,468	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	107,310,000	1.80

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	61,500	2,516.00	154,734,000	3,504.00	215,496,000	3.62
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	71,800	1,968.00	141,302,400	2,804.50	201,363,100	3.38
3	日本	株式	日立製作所	電気機器	29,800	4,343.00	129,421,400	5,361.00	159,757,800	2.68
4	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	39,900	2,830.61	112,941,339	3,454.00	137,814,600	2.31
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	24,900	3,628.27	90,344,034	5,472.00	136,252,800	2.29
6	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	16,100	4,200.79	67,632,803	6,783.00	109,206,300	1.83
7	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	2,500	27,850.00	69,625,000	41,310.00	103,275,000	1.73
8	日本	株式	三菱商事	卸売業	24,200	2,929.54	70,894,973	4,097.00	99,147,400	1.66
9	日本	株式	三菱重工業	機械	21,700	3,284.65	71,277,089	4,519.00	98,062,300	1.65
10	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	22,800	2,807.50	64,011,000	4,253.00	96,968,400	1.63
11	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	3,700	11,185.00	41,384,500	25,505.00	94,368,500	1.58
12	日本	株式	三井物産	卸売業	17,600	2,984.50	52,527,200	5,035.00	88,616,000	1.49
13	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	41,500	1,510.80	62,698,200	1,971.00	81,796,500	1.37
14	日本	株式	任天堂	その他製品	7,300	12,970.00	94,681,000	10,055.00	73,401,500	1.23
15	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	8,800	8,084.00	71,139,200	8,100.00	71,280,000	1.20
16	日本	株式	キーエンス	電気機器	1,200	55,620.00	66,744,000	56,440.00	67,728,000	1.14
17	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	11,600	5,879.71	68,204,658	5,727.00	66,433,200	1.12
18	日本	株式	三菱電機	電気機器	12,800	3,188.86	40,817,484	4,830.00	61,824,000	1.04
19	日本	株式	HOYA	精密機器	2,200	18,320.00	40,304,000	25,870.00	56,914,000	0.96

20	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	10,300	4,341.00	44,712,300	5,242.00	53,992,600	0.91
21	日本	株式	信越化学工業	化学	10,300	4,681.00	48,214,300	5,129.00	52,828,700	0.89
22	日本	株式	N T T	情報・通信業	316,300	150.90	47,729,670	154.90	48,994,870	0.82
23	日本	株式	丸紅	卸売業	9,300	2,928.00	27,230,400	5,115.00	47,569,500	0.80
24	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	800	44,310.00	35,448,000	58,800.00	47,040,000	0.79
25	日本	株式	富士通	電気機器	10,800	3,234.00	34,927,200	4,283.00	46,256,400	0.78
26	日本	株式	住友商事	卸売業	7,400	3,711.00	27,461,400	6,249.00	46,242,600	0.78
27	日本	株式	K D D I	情報・通信業	16,300	2,463.50	40,155,050	2,606.50	42,485,950	0.71
28	日本	株式	日本電気	電気機器	7,700	4,031.00	31,038,700	5,210.00	40,117,000	0.67
29	日本	株式	ディスコ	機械	600	42,840.00	25,704,000	66,190.00	39,714,000	0.67
30	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	25,100	1,487.00	37,323,700	1,555.00	39,030,500	0.66

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.38
		建設業	2.43
		食料品	2.56
		繊維製品	0.37
		パルプ・紙	0.12
		化学	4.41
		医薬品	3.57
		石油・石炭製品	0.56
		ゴム製品	0.59
		ガラス・土石製品	0.66
		鉄鋼	0.73
		非鉄金属	1.78
		金属製品	0.41
		機械	6.39
		電気機器	18.35
		輸送用機器	6.70
		精密機器	1.88
		その他製品	2.22
		電気・ガス業	1.29
陸運業	2.14		
海運業	0.48		
空運業	0.29		
倉庫・運輸関連業	0.12		
情報・通信業	6.47		
卸売業	7.81		

	小売業	4.12
	銀行業	10.80
	証券、商品先物取引業	1.00
	保険業	2.98
	その他金融業	1.11
	不動産業	1.92
	サービス業	3.35
合計		98.11

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	3	日本円	103,630,100	107,310,000	1.80

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第16 計算期間末 (2016年7月19日)	3,758,842,419	3,758,842,419	9,169	9,169
第17 計算期間末 (2017年7月18日)	3,707,152,626	3,773,841,066	11,118	11,318
第18 計算期間末 (2018年7月18日)	3,636,481,239	3,697,257,187	11,967	12,167
第19 計算期間末 (2019年7月18日)	3,076,494,975	3,076,494,975	10,658	10,658
第20 計算期間末 (2020年7月20日)	2,867,772,096	2,922,802,293	10,944	11,154
第21 計算期間末 (2021年7月19日)	3,222,579,250	3,273,828,220	13,205	13,415
第22 計算期間末 (2022年7月19日)	3,257,703,145	3,299,617,391	13,213	13,383
第23 計算期間末 (2023年7月18日)	3,820,459,717	3,896,253,385	15,626	15,936
第24 計算期間末 (2024年7月18日)	4,733,803,666	4,812,409,917	19,873	20,203
第25 計算期間末 (2025年7月18日)	4,728,269,198	4,793,093,084	19,694	19,964
2025年1月末日	4,652,922,428	—	19,454	—
2月末日	4,489,499,193	—	18,699	—
3月末日	4,492,283,225	—	18,725	—
4月末日	4,565,579,781	—	18,773	—
5月末日	4,758,442,859	—	19,712	—
6月末日	4,803,406,127	—	20,099	—
7月末日	4,941,037,824	—	20,441	—

8 月末日	5,130,968,572	—	21,347	—
9 月末日	5,201,861,735	—	21,969	—
10 月末日	5,554,327,017	—	23,316	—
11 月末日	5,659,896,039	—	23,631	—
12 月末日	5,665,007,861	—	23,862	—
2026 年 1 月末日	5,956,154,468	—	24,947	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1 万口当たりの分配金 (円)
第 16 期	2015 年 7 月 22 日～2016 年 7 月 19 日	0
第 17 期	2016 年 7 月 20 日～2017 年 7 月 18 日	200
第 18 期	2017 年 7 月 19 日～2018 年 7 月 18 日	200
第 19 期	2018 年 7 月 19 日～2019 年 7 月 18 日	0
第 20 期	2019 年 7 月 19 日～2020 年 7 月 20 日	210
第 21 期	2020 年 7 月 21 日～2021 年 7 月 19 日	210
第 22 期	2021 年 7 月 20 日～2022 年 7 月 19 日	170
第 23 期	2022 年 7 月 20 日～2023 年 7 月 18 日	310
第 24 期	2023 年 7 月 19 日～2024 年 7 月 18 日	330
第 25 期	2024 年 7 月 19 日～2025 年 7 月 18 日	270

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第 16 期	2015 年 7 月 22 日～2016 年 7 月 19 日	△19.48
第 17 期	2016 年 7 月 20 日～2017 年 7 月 18 日	23.44
第 18 期	2017 年 7 月 19 日～2018 年 7 月 18 日	9.44
第 19 期	2018 年 7 月 19 日～2019 年 7 月 18 日	△10.94
第 20 期	2019 年 7 月 19 日～2020 年 7 月 20 日	4.65
第 21 期	2020 年 7 月 21 日～2021 年 7 月 19 日	22.58
第 22 期	2021 年 7 月 20 日～2022 年 7 月 19 日	1.35
第 23 期	2022 年 7 月 20 日～2023 年 7 月 18 日	20.61
第 24 期	2023 年 7 月 19 日～2024 年 7 月 18 日	29.29
第 25 期	2024 年 7 月 19 日～2025 年 7 月 18 日	0.46
第 26 期 (中間)	2025 年 7 月 19 日～2026 年 1 月 18 日	29.97

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額 (分配落ち) に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額 (分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。) を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第16期	2015年7月22日～2016年7月19日	779,358,774	432,010,424
第17期	2016年7月20日～2017年7月18日	988,793,248	1,753,751,402
第18期	2017年7月19日～2018年7月18日	476,631,391	772,256,010
第19期	2018年7月19日～2019年7月18日	773,375,801	925,480,066
第20期	2019年7月19日～2020年7月20日	303,035,483	569,243,039
第21期	2020年7月21日～2021年7月19日	528,581,981	708,640,422
第22期	2021年7月20日～2022年7月19日	556,720,590	531,603,820
第23期	2022年7月20日～2023年7月18日	272,124,350	292,711,222
第24期	2023年7月19日～2024年7月18日	780,870,985	843,820,427
第25期	2024年7月19日～2025年7月18日	473,219,723	454,342,651
第26期(中間)	2025年7月19日～2026年1月18日	284,776,429	314,120,833

データは2026年1月30日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

● 基準価額・純資産の推移



■ 基準価額・純資産総額

基準価額	24,947円
純資産総額	5,956百万円

■ 分配の推移 (税引前)

決算期	分配金
2025年 7月	270円
2024年 7月	330円
2023年 7月	310円
2022年 7月	170円
2021年 7月	210円
設定来累計	2,610円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。

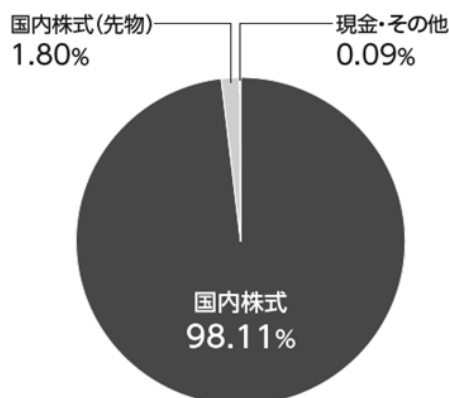
※基準価額 (分配金再投資後) は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

● 主要な資産の状況

組入上位10銘柄			
	銘柄名	業種	投資比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.62%
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.38%
3	日立製作所	電気機器	2.68%
4	ソニーグループ	電気機器	2.31%
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.29%
6	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.83%
7	東京エレクトロン	電気機器	1.73%
8	三菱商事	卸売業	1.66%
9	三菱重工業	機械	1.65%
10	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.63%

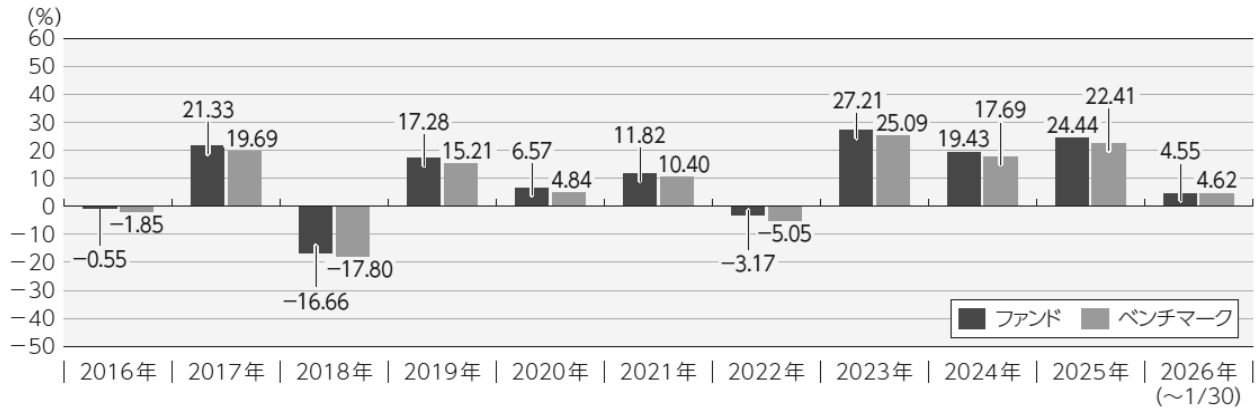
組入上位10業種		
	業種	投資比率
1	電気機器	18.35%
2	銀行業	10.80%
3	卸売業	7.81%
4	輸送用機器	6.70%
5	情報・通信業	6.47%
6	機械	6.39%
7	化学	4.41%
8	小売業	4.12%
9	医薬品	3.57%
10	サービス業	3.35%

■ 資産種類別投資比率



※投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄、業種、資産種類の時価の比率です。

● 年間収益率の推移 (期間:2016年～2026年)



※当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。

※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※最新の運用実績はしんぎんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 当ファンドには、取扱販売会社によって、税引後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「一般コース」、確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づく取得申込者(事業主と資産管理契約を締結した資産管理機関、ないしは国民年金基金連合会)の申込みを対象とした「確定拠出年金コース」があります。
- (3) 取得申込者が「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- (4) 申込単位は、「自動けいぞく投資コース」の場合は販売会社が定める単位、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位、「確定拠出年金コース」の場合は1円以上1円単位です。
- (5) 受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額です。
「自動けいぞく投資コース」および「確定拠出年金コース」の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (6) 毎営業日の午後3時30分までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することができます。
- (8) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

※ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）
＜ホームページ＞<https://www.skam.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2) 毎営業日の午後3時30分までに受け付けた一部解約の実行の請求を、当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

さい。この時刻を過ぎて行われる請求は、翌営業日以降の取扱いとなります。

- (3) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、「自動けいぞく投資コース」および「確定拠出年金コース」の場合、1口単位をもって、「一般コース」の場合、1万口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
 - (4) 受益者が一部解約の実行を請求するときは、取扱販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
 - (5) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
 - (6) 解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額から当該基準価額の0.3%を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - (7) 課税関係については、前記「ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金」の「(5)課税上の取扱い」の内容をご覧ください。
 - (8) 一部解約金に係る収益調整金（注）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - (9) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、(6)の規定に準じて算定した価額とします。
 - (10) 解約代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して4営業日目以降に販売会社の営業所等で支払われます。
 - (11) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
 - (12) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (注) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※ファンドの換金（解約）手続についてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター>0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ><https://www.skam.co.jp>

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）
- ・基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター>0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ><https://www.skam.co.jp>

② ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

1) 株式

- ・移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。
- ・時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。

2) 先物取引

- ・個別法に基づき、原則として時価で評価しています。
- ・時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっています。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は無期限です。ただし、後記「(5)その他 ①ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

- ① この信託の計算期間は、毎年7月19日から翌年7月18日までを原則とします。
- ② 上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① ファンドの繰上償還条項

- 1) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回る事となった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 5) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 6) 上記3)から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記②の4)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9) 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することができます。約款の変更を行う際には、委託会社は、変更しようとする旨およびその内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社はこの変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての

受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、上記1)から5)までの規定に従います。

③ 反対者の買取請求権

前記①の1)から6)の規定に従い信託契約の解約を行う場合、または前記②の規定に従い約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社を経由して、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

④ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書)は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

⑤ 運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、毎計算期間の末日(原則7月18日)および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、基準日に保有している投資者に販売会社を通じて交付します。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとしします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

③ 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

- ① 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ② 償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。
- ③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
- ④ 受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第2 管理及び運営」の「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2024年7月19日から2025年7月18日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年10月3日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんトピックスオープン（2024年7月19日から2025年7月18日までの計算期間）の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんトピックスオープン（2025年7月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間）の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】
 しんきんトピックスオープン
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2024年7月18日現在)	当期 (2025年7月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	230,346,736	159,636,206
株式	4,592,749,470	4,651,536,100
派生商品評価勘定	4,425,000	1,808,600
未収入金	1,148,000	810,000
未収配当金	5,207,378	6,225,941
未収利息	63	1,530
差入委託証拠金	9,373,292	6,759,108
流動資産合計	4,843,249,939	4,826,777,485
資産合計	4,843,249,939	4,826,777,485
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	260,000	—
前受金	7,175,000	2,088,000
未払収益分配金	78,606,251	64,823,886
未払解約金	3,376,753	11,412,341
未払受託者報酬	2,489,794	2,509,264
未払委託者報酬	17,428,475	17,564,796
その他未払費用	110,000	110,000
流動負債合計	109,446,273	98,508,287
負債合計	109,446,273	98,508,287
純資産の部		
元本等		
元本	※1,※2 2,382,007,619	※1,※2 2,400,884,691
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,351,796,047	2,327,384,507
(分配準備積立金)	1,650,755,552	1,374,211,590
元本等合計	4,733,803,666	4,728,269,198
純資産合計	4,733,803,666	4,728,269,198
負債純資産合計	4,843,249,939	4,826,777,485

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2023年 7月19日 至 2024年 7月18日)	当期 (自 2024年 7月19日 至 2025年 7月18日)
営業収益		
受取配当金	93,238,877	113,108,961
受取利息	7,563	357,559
有価証券売買等損益	1,043,395,097	△31,812,421
派生商品取引等損益	43,217,800	△3,819,000
その他収益	642,614	7,662
営業収益合計	1,180,501,951	77,842,761
営業費用		
支払利息	73,127	—
受託者報酬	4,785,866	5,093,322
委託者報酬	33,500,899	35,653,169
その他費用	287,151	220,000
営業費用合計	38,647,043	40,966,491
営業利益又は営業損失(△)	1,141,854,908	36,876,270
経常利益又は経常損失(△)	1,141,854,908	36,876,270
当期純利益又は当期純損失(△)	1,141,854,908	36,876,270
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	167,163,501	△27,236,516
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,375,502,656	2,351,796,047
剰余金増加額又は欠損金減少額	561,084,878	416,844,816
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	561,084,878	416,844,816
剰余金減少額又は欠損金増加額	480,876,643	440,545,256
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	480,876,643	440,545,256
分配金	※1 78,606,251	※1 64,823,886
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,351,796,047	2,327,384,507

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (2024年7月18日現在)	当期 (2025年7月18日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2024年7月18日現在)	当期 (2025年7月18日現在)
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 2,444,957,061円 期中追加設定元本額 780,870,985円 期中一部解約元本額 843,820,427円	期首元本額 2,382,007,619円 期中追加設定元本額 473,219,723円 期中一部解約元本額 454,342,651円
※2 計算期間末日における受益権の総数	2,382,007,619口	2,400,884,691口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2023年7月19日 至 2024年7月18日)	当期 (自 2024年7月19日 至 2025年7月18日)
※1 分配金の計算過程	※1 分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 79,458,426円	A 費用控除後の配当等収益額 65,525,171円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 895,232,981円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 1,954,297,875円	C 収益調整金額 2,268,044,608円
D 分配準備積立金額 754,670,396円	D 分配準備積立金額 1,373,510,305円
E 当ファンドの分配対象収益額 3,683,659,678円	E 当ファンドの分配対象収益額 3,707,080,084円
F 当ファンドの期末残存口数 2,382,007,619口	F 当ファンドの期末残存口数 2,400,884,691口
G 10,000口当たり収益分配対象額 15,464円	G 10,000口当たり収益分配対象額 15,440円
H 10,000口当たり分配金額 330円	H 10,000口当たり分配金額 270円
I 収益分配金金額 78,606,251円	I 収益分配金金額 64,823,886円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2023年 7月19日 至 2024年 7月18日)	当期 (自 2024年 7月19日 至 2025年 7月18日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、TOPIX（東証株価指数）先物取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2024年 7月18日現在)	当期 (2025年 7月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	前期 (2024年7月18日現在)	当期 (2025年7月18日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	958,965,825円	△19,509,646円
合計	958,965,825円	△19,509,646円

(デリバティブ取引等に関する注記)
取引の時価等に関する事項
(株式関連)

(単位：円)

区分	種類	前期 (2024年7月18日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	196,945,000	—	201,110,000	4,165,000
合計		196,945,000	—	201,110,000	4,165,000

(単位：円)

区分	種類	当期 (2025年7月18日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	140,112,000	—	141,925,000	1,813,000
合計		140,112,000	—	141,925,000	1,813,000

(注) 1. 時価の算定方法

計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額ベースであります。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 2023年7月19日 至 2024年7月18日)	当期 (自 2024年7月19日 至 2025年7月18日)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

前期 (2024年7月18日現在)	当期 (2025年7月18日現在)
1口当たり純資産額 1.9873円 (1万口当たり純資産額 19,873円)	1口当たり純資産額 1.9694円 (1万口当たり純資産額 19,694円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	100	4,555.00	455,500	
ニッセイ	1,600	877.80	1,404,480	
マルハニチロ	300	3,067.00	920,100	
ユキグニファクトリー	100	1,112.00	111,200	
サカタのタネ	200	3,355.00	671,000	
住石ホールディングス	200	607.00	121,400	
日鉄鉱業	100	7,360.00	736,000	
I N P E X	4,900	2,043.00	10,010,700	
石油資源開発	1,000	1,042.00	1,042,000	
K&Oエナジーグループ	100	2,767.00	276,700	
ショーボンドホールディングス	200	4,739.00	947,800	
ミライト・ワン	500	2,622.50	1,311,250	
タマホーム	100	3,390.00	339,000	
安藤・間	900	1,535.00	1,381,500	
東急建設	500	1,036.00	518,000	
コムシスホールディングス	600	3,424.00	2,054,400	
ビーアールホールディングス	300	331.00	99,300	
高松コンストラクショングループ	100	3,035.00	303,500	
オリエンタル白石	500	375.00	187,500	
大成建設	1,000	8,563.00	8,563,000	
大林組	3,800	2,198.50	8,354,300	
清水建設	3,100	1,661.50	5,150,650	
長谷工コーポレーション	1,000	2,198.50	2,198,500	
松井建設	200	1,198.00	239,600	
鹿島建設	2,500	3,701.00	9,252,500	
不動テトラ	100	2,224.00	222,400	
鉄建建設	100	3,060.00	306,000	
西松建設	200	4,908.00	981,600	
三井住友建設	900	596.00	536,400	
奥村組	200	4,380.00	876,000	
東鉄工業	100	4,080.00	408,000	
浅沼組	500	777.00	388,500	
戸田建設	1,400	943.60	1,321,040	
熊谷組	200	4,490.00	898,000	

矢作建設工業	200	1,899.00	379,800
ピーエス・コンストラクション	100	1,769.00	176,900
日本ハウスホールディングス	200	290.00	58,000
新日本建設	200	1,688.00	337,600
東亜建設工業	400	1,756.00	702,400
日本国土開発	400	459.00	183,600
東洋建設	300	1,532.00	459,600
五洋建設	1,500	932.00	1,398,000
世紀東急工業	200	1,425.00	285,000
住友林業	3,000	1,411.00	4,233,000
大和ハウス工業	3,400	4,880.00	16,592,000
ライト工業	300	2,904.00	871,200
積水ハウス	3,400	3,121.00	10,611,400
日特建設	100	1,126.00	112,600
北陸電気工事	100	1,202.00	120,200
ユアテック	200	2,336.00	467,200
日本リーテック	100	1,874.00	187,400
中電工	200	3,495.00	699,000
関電工	600	3,418.00	2,050,800
きんでん	800	4,554.00	3,643,200
東京エネシス	100	1,472.00	147,200
住友電設	100	6,670.00	667,000
日本電設工業	200	2,805.00	561,000
エクシオグループ	1,100	1,930.00	2,123,000
新日本空調	200	2,550.00	510,000
九電工	300	6,220.00	1,866,000
三機工業	300	4,245.00	1,273,500
日揮ホールディングス	1,100	1,279.50	1,407,450
太平電業	100	5,870.00	587,000
高砂熱学工業	300	7,487.00	2,246,100
明星工業	300	1,509.00	452,700
大気社	400	2,649.00	1,059,600
ダイダン	200	4,540.00	908,000
日比谷総合設備	100	3,825.00	382,500
飛島ホールディングス	100	1,829.00	182,900
インフロニア・ホールディングス	1,100	1,242.50	1,366,750
東洋エンジニアリング	200	1,051.00	210,200
レイズネクスト	200	1,818.00	363,600
ニッポン	400	2,126.00	850,400
日清製粉グループ本社	1,100	1,722.50	1,894,750
昭和産業	100	2,927.00	292,700

中部飼料	200	1,656.00	331,200	
フィード・ワン	200	1,058.00	211,600	
日本甜菜製糖	100	2,374.00	237,400	
DM三井製糖	100	3,060.00	306,000	
森永製菓	500	2,386.00	1,193,000	
江崎グリコ	300	4,520.00	1,356,000	
名糖産業	100	2,090.00	209,000	
不二家	100	2,475.00	247,500	
山崎製パン	800	3,235.00	2,588,000	
亀田製菓	100	4,085.00	408,500	
寿スピリッツ	700	2,061.50	1,443,050	
カルビー	500	2,740.50	1,370,250	
森永乳業	400	3,281.00	1,312,400	
六甲バター	100	1,256.00	125,600	
ヤクルト本社	1,500	2,590.00	3,885,000	
明治ホールディングス	1,400	3,101.00	4,341,400	
雪印メグミルク	300	2,751.00	825,300	
プリマハム	100	2,311.00	231,100	
日本ハム	500	4,949.00	2,474,500	
丸大食品	100	1,819.00	181,900	
S Foods	100	2,526.00	252,600	
伊藤ハム米久ホールディングス	200	4,940.00	988,000	
サッポロホールディングス	400	7,000.00	2,800,000	
アサヒグループホールディングス	8,600	1,877.00	16,142,200	
キリンホールディングス	4,700	2,001.50	9,407,050	
宝ホールディングス	800	1,218.50	974,800	
オエノンホールディングス	500	590.00	295,000	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	800	2,351.50	1,881,200	
サントリー食品インターナショナル	800	4,545.00	3,636,000	
ダイドーグループホールディングス	100	2,667.00	266,700	
伊藤園	400	3,350.00	1,340,000	
キーコーヒー	100	1,994.00	199,400	
日清オイリオグループ	200	5,020.00	1,004,000	
不二製油	300	2,890.00	867,000	
キッコーマン	3,800	1,307.00	4,966,600	
味の素	5,200	3,992.00	20,758,400	
キューピー	600	3,922.00	2,353,200	
ハウス食品グループ本社	400	2,909.00	1,163,600	
カゴメ	500	2,842.00	1,421,000	
アリアケジャパン	100	6,800.00	680,000	

ニチレイ	900	1,830.00	1,647,000
東洋水産	500	9,727.00	4,863,500
日清食品ホールディングス	1,400	2,908.50	4,071,900
ロック・フィールド	200	1,520.00	304,000
日本たばこ産業	6,900	4,301.00	29,676,900
ケンコーマヨネーズ	100	1,851.00	185,100
わらべや日洋ホールディングス	100	2,620.00	262,000
ファーマフーズ	200	830.00	166,000
ユーグレナ	700	417.00	291,900
理研ビタミン	100	2,757.00	275,700
ゲンゼ	200	3,600.00	720,000
東洋紡	200	934.00	186,800
富士紡ホールディングス	100	5,640.00	564,000
倉敷紡績	100	7,180.00	718,000
シキボウ	200	983.00	196,600
日本毛織	300	1,375.00	412,500
帝国繊維	100	2,849.00	284,900
帝人	1,100	1,206.00	1,326,600
東レ	8,500	973.90	8,278,150
セーレン	200	2,385.00	477,000
小松マテーレ	200	728.00	145,600
ワコールホールディングス	300	5,029.00	1,508,700
ホギメディカル	200	3,865.00	773,000
T S I ホールディングス	300	1,135.00	340,500
ワールド	200	2,635.00	527,000
三陽商会	100	2,694.00	269,400
オンワードホールディングス	700	594.00	415,800
ゴールドウイン	200	7,890.00	1,578,000
王子ホールディングス	4,200	734.90	3,086,580
日本製紙	600	1,091.00	654,600
北越コーポレーション	600	972.00	583,200
大王製紙	500	826.00	413,000
レンゴー	1,000	862.90	862,900
ザ・パック	300	1,101.00	330,300
北の達人コーポレーション	400	140.00	56,000
クラレ	1,600	1,847.00	2,955,200
旭化成	7,700	1,006.00	7,746,200
レゾナック・ホールディングス	1,100	3,592.00	3,951,200
住友化学	9,300	367.40	3,416,820
日産化学	600	4,703.00	2,821,800
クレハ	300	3,305.00	991,500

多木化学	100	2,886.00	288,600
テイカ	100	1,232.00	123,200
石原産業	200	2,139.00	427,800
日本曹達	200	3,335.00	667,000
東ソー	1,500	2,192.00	3,288,000
トクヤマ	400	3,148.00	1,259,200
セントラル硝子	200	3,025.00	605,000
東亜合成	500	1,446.00	723,000
大阪ソーダ	500	1,827.00	913,500
関東電化工業	300	854.00	256,200
デンカ	400	2,052.50	821,000
信越化学工業	10,300	4,681.00	48,214,300
日本カーバイド工業	100	1,840.00	184,000
堺化学工業	100	2,702.00	270,200
第一稀元素化学工業	100	653.00	65,300
エア・ウォーター	1,100	2,158.00	2,373,800
日本酸素ホールディングス	1,100	5,506.00	6,056,600
日本化学工業	100	2,035.00	203,500
日本パーカライズン	500	1,301.00	650,500
高圧ガス工業	100	1,032.00	103,200
四国化成ホールディングス	200	2,329.00	465,800
ステラ ケミファ	100	4,090.00	409,000
日本触媒	800	1,658.00	1,326,400
大日精化工業	100	3,290.00	329,000
カネカ	300	4,069.00	1,220,700
三菱瓦斯化学	900	2,499.50	2,249,550
三井化学	1,000	3,372.00	3,372,000
東京応化工業	600	4,007.00	2,404,200
大阪有機化学工業	100	2,857.00	285,700
三菱ケミカルグループ	8,500	777.20	6,606,200
KHネオケム	200	2,664.00	532,800
ダイセル	1,400	1,241.50	1,738,100
住友ベークライト	400	4,216.00	1,686,400
積水化学工業	2,300	2,501.00	5,752,300
日本ゼオン	800	1,555.00	1,244,000
アイカ工業	300	3,618.00	1,085,400
UBE	600	2,266.50	1,359,900
積水樹脂	200	2,067.00	413,400
旭有機材	100	4,070.00	407,000
ニチバン	100	1,971.00	197,100
リケンテクノス	300	1,089.00	326,700

大倉工業	100	4,185.00	418,500
積水化成成品工業	200	341.00	68,200
ダイキョーニシカワ	300	683.00	204,900
日本化薬	800	1,347.00	1,077,600
カーリット	200	1,182.00	236,400
日本精化	100	2,568.00	256,800
扶桑化学工業	100	4,110.00	411,000
トリケミカル研究所	200	3,385.00	677,000
ADEKA	400	2,917.00	1,166,800
日油	1,400	2,969.50	4,157,300
ハリマ化成グループ	100	806.00	80,600
花王	2,800	6,694.00	18,743,200
第一工業製薬	100	4,410.00	441,000
三洋化成工業	100	3,780.00	378,000
大日本塗料	100	1,198.00	119,800
日本ペイントホールディングス	5,200	1,198.50	6,232,200
関西ペイント	1,000	2,049.00	2,049,000
中国塗料	300	2,875.00	862,500
藤倉化成	300	548.00	164,400
太陽ホールディングス	200	6,460.00	1,292,000
DIC	400	2,912.00	1,164,800
サカタインクス	300	2,073.00	621,900
artience	200	3,085.00	617,000
富士フイルムホールディングス	7,000	3,009.00	21,063,000
資生堂	2,400	2,406.00	5,774,400
ライオン	1,500	1,452.00	2,178,000
高砂香料工業	100	7,220.00	722,000
マンダム	200	1,427.00	285,400
ミルボン	200	2,410.00	482,000
コーセー	200	5,572.00	1,114,400
ポーラ・オルビスホールディングス	600	1,247.50	748,500
ノエビアホールディングス	100	4,455.00	445,500
エステー	100	1,581.00	158,100
コニシ	400	1,196.00	478,400
長谷川香料	200	3,075.00	615,000
小林製薬	300	5,180.00	1,554,000
荒川化学工業	100	1,078.00	107,800
メック	100	2,662.00	266,200
日本高純度化学	100	3,195.00	319,500
タカラバイオ	300	826.00	247,800
JCU	100	3,375.00	337,500

デクセリアルズ	1,000	2,113.50	2,113,500	
アース製薬	100	4,755.00	475,500	
北興化学工業	100	1,453.00	145,300	
クミアイ化学工業	500	800.00	400,000	
日本農薬	200	861.00	172,200	
アキレス	100	1,088.00	108,800	
有沢製作所	200	1,487.00	297,400	
日東電工	3,700	2,831.00	10,474,700	
レック	200	1,119.00	223,800	
ZACROS	100	3,795.00	379,500	
前澤化成工業	100	1,805.00	180,500	
JSP	100	1,844.00	184,400	
エフピコ	300	2,648.00	794,400	
信越ポリマー	200	1,743.00	348,600	
ニフコ	400	3,610.00	1,444,000	
バルカー	100	3,175.00	317,500	
ユニ・チャーム	7,300	1,013.00	7,394,900	
協和キリン	1,400	2,523.00	3,532,200	
武田薬品工業	10,300	4,341.00	44,712,300	
アステラス製薬	10,300	1,448.50	14,919,550	
住友ファーマ	800	1,091.00	872,800	
塩野義製薬	3,900	2,492.50	9,720,750	
日本新薬	300	3,108.00	932,400	
中外製薬	3,600	7,004.00	25,214,400	
科研製薬	200	3,850.00	770,000	
エーザイ	1,500	3,948.00	5,922,000	
ロート製薬	1,200	2,071.00	2,485,200	
小野薬品工業	2,400	1,599.50	3,838,800	
久光製薬	300	4,036.00	1,210,800	
持田製薬	200	2,990.00	598,000	
参天製薬	2,100	1,678.00	3,523,800	
ツムラ	400	3,633.00	1,453,200	
キッセイ薬品工業	200	4,220.00	844,000	
生化学工業	200	639.00	127,800	
栄研化学	200	2,136.00	427,200	
JCRファーマ	400	671.00	268,400	
東和薬品	200	3,205.00	641,000	
富士製薬工業	100	1,347.00	134,700	
ゼリア新薬工業	200	2,066.00	413,200	
ネクセラファーマ	600	857.00	514,200	
第一三共	10,700	3,598.00	38,498,600	

杏林製薬	200	1,493.00	298,600
大幸薬品	300	277.00	83,100
ダイト	200	1,146.00	229,200
大塚ホールディングス	2,800	6,581.00	18,426,800
ペプチドリーム	600	1,620.00	972,000
あすか製薬ホールディングス	200	2,395.00	479,000
サワイグループホールディングス	700	1,938.50	1,356,950
日本コークス工業	1,100	87.00	95,700
ニチレキグループ	100	2,608.00	260,800
ユシロ	100	2,124.00	212,400
富士石油	500	308.00	154,000
出光興産	5,000	918.80	4,594,000
ENEOSホールディングス	17,500	736.70	12,892,250
コスモエネルギーホールディングス	400	6,331.00	2,532,400
横浜ゴム	600	4,214.00	2,528,400
TOYO TIRE	700	3,081.00	2,156,700
ブリヂストン	3,400	5,992.00	20,372,800
住友ゴム工業	1,100	1,678.50	1,846,350
藤倉コンポジット	200	1,524.00	304,800
オカモト	100	4,885.00	488,500
フコク	100	1,675.00	167,500
ニッタ	100	3,960.00	396,000
住友理工	200	1,803.00	360,600
三ツ星ベルト	100	3,455.00	345,500
バンドー化学	200	1,722.00	344,400
日東紡績	100	6,680.00	668,000
AGC	1,100	4,266.00	4,692,600
日本板硝子	600	484.00	290,400
日本電気硝子	400	3,611.00	1,444,400
オハラ	100	1,083.00	108,300
住友大阪セメント	200	3,830.00	766,000
太平洋セメント	700	3,606.00	2,524,200
日本ヒューム	100	2,291.00	229,100
日本コンクリート工業	400	287.00	114,800
三谷セキサン	100	8,020.00	802,000
アジアパイルホールディングス	200	962.00	192,400
東海カーボン	1,000	1,010.50	1,010,500
日本カーボン	100	4,005.00	400,500
東洋炭素	100	4,705.00	470,500
ノリタケ	200	4,220.00	844,000
TOTO	900	3,692.00	3,322,800

日本碍子	1,300	1,851.50	2,406,950	
日本特殊陶業	1,000	5,024.00	5,024,000	
ヨータイ	100	1,681.00	168,100	
フジミインコーポレーテッド	300	2,167.00	650,100	
ニチアス	300	5,529.00	1,658,700	
ニチハ	200	3,045.00	609,000	
日本製鉄	6,100	2,766.00	16,872,600	
神戸製鋼所	2,400	1,590.00	3,816,000	
中山製鋼所	200	620.00	124,000	
合同製鐵	100	3,755.00	375,500	
JFEホールディングス	3,500	1,708.50	5,979,750	
東京製鐵	400	1,537.00	614,800	
共英製鋼	100	2,193.00	219,300	
大和工業	200	9,035.00	1,807,000	
東京鐵鋼	100	5,510.00	551,000	
大阪製鐵	100	2,782.00	278,200	
淀川製鋼所	500	1,148.00	574,000	
丸一鋼管	300	3,580.00	1,074,000	
大同特殊鋼	800	995.30	796,240	
日本冶金工業	100	4,020.00	402,000	
愛知製鋼	300	2,067.00	620,100	
大平洋金属	100	1,755.00	175,500	
新日本電工	800	252.00	201,600	
栗本鐵工所	100	6,630.00	663,000	
三菱製鋼	100	1,595.00	159,500	
JX金属	3,100	835.90	2,591,290	
大紀アルミニウム工業所	200	1,003.00	200,600	
日本輕金属ホールディングス	300	1,643.00	492,900	
三井金属鉱業	300	5,254.00	1,576,200	
三菱マテリアル	800	2,255.50	1,804,400	
住友金属鉱山	1,500	3,427.00	5,140,500	
DOWAホールディングス	300	4,772.00	1,431,600	
古河機械金属	100	2,338.00	233,800	
大阪チタニウムテクノロジーズ	200	1,463.00	292,600	
東邦チタニウム	300	1,266.00	379,800	
UACJ	200	5,350.00	1,070,000	
古河電氣工業	400	7,680.00	3,072,000	
住友電氣工業	4,100	3,334.00	13,669,400	
フジクラ	1,300	8,085.00	10,510,500	
SWCC	200	8,400.00	1,680,000	
平河ヒューテック	100	1,509.00	150,900	

リョービ	100	2,237.00	223,700	
AREホールディングス	500	1,936.00	968,000	
稲葉製作所	100	1,827.00	182,700	
宮地エンジニアリンググループ	200	1,896.00	379,200	
トーカロ	400	1,978.00	791,200	
SUMCO	2,300	1,197.00	2,753,100	
東洋製罐グループホールディングス	700	3,012.00	2,108,400	
横河ブリッジホールディングス	200	2,640.00	528,000	
三和ホールディングス	1,200	4,652.00	5,582,400	
文化シャッター	300	2,409.00	722,700	
三協立山	200	595.00	119,000	
アルインコ	100	1,063.00	106,300	
LIXIL	1,600	1,683.50	2,693,600	
ノーリツ	200	1,916.00	383,200	
長府製作所	100	2,006.00	200,600	
リンナイ	600	3,672.00	2,203,200	
日東精工	200	597.00	119,400	
岡部	200	846.00	169,200	
ジーテクト	100	1,796.00	179,600	
東プレ	200	1,974.00	394,800	
高周波熱錬	200	1,145.00	229,000	
東京製綱	100	1,290.00	129,000	
パイオラックス	200	1,714.00	342,800	
エイチワン	100	1,300.00	130,000	
日本発條	1,000	1,635.00	1,635,000	
日本製鋼所	400	8,502.00	3,400,800	
三浦工業	600	2,914.50	1,748,700	
タクマ	400	2,093.00	837,200	
ツガミ	300	1,890.00	567,000	
オークマ	200	3,670.00	734,000	
芝浦機械	200	3,455.00	691,000	
アマダ	1,700	1,612.00	2,740,400	
アイダエンジニアリング	300	885.00	265,500	
FUJ I	600	2,683.50	1,610,100	
牧野フライス製作所	100	11,460.00	1,146,000	
オーエスジー	500	1,839.00	919,500	
旭ダイヤモンド工業	300	727.00	218,100	
DMG森精機	700	3,330.00	2,331,000	
ソディック	300	975.00	292,500	
ディスコ	600	42,840.00	25,704,000	
日東工器	100	1,821.00	182,100	

日進工具	100	759.00	75,900	
リケンNPR	100	2,462.00	246,200	
島精機製作所	200	1,002.00	200,400	
オプトラン	200	1,573.00	314,600	
イワキポンプ	100	2,661.00	266,100	
フリー	100	1,020.00	102,000	
ヤマシンフィルタ	200	632.00	126,400	
日阪製作所	200	1,410.00	282,000	
やまびこ	200	2,138.00	427,600	
野村マイクロ・サイエンス	200	2,334.00	466,800	
平田機工	300	2,008.00	602,400	
PEGASUS	200	568.00	113,600	
タツモ	100	2,210.00	221,000	
ナブテスコ	700	2,630.00	1,841,000	
三井海洋開発	200	6,360.00	1,272,000	
レオン自動機	100	1,288.00	128,800	
SMC	300	49,950.00	14,985,000	
ホソカワミクロン	100	5,180.00	518,000	
ユニオンツール	100	5,760.00	576,000	
オイレス工業	200	2,097.00	419,400	
サトー	200	2,084.00	416,800	
技研製作所	100	1,371.00	137,100	
日精樹脂工業	100	868.00	86,800	
ワイエイシイホールディングス	200	839.00	167,800	
小松製作所	5,800	4,900.00	28,420,000	
住友重機械工業	700	3,074.00	2,151,800	
日立建機	500	4,375.00	2,187,500	
巴工業	200	1,467.00	293,400	
井関農機	100	1,369.00	136,900	
TOWA	300	1,880.00	564,000	
ローツェ	700	1,935.00	1,354,500	
クボタ	6,000	1,612.50	9,675,000	
荏原実業	100	3,610.00	361,000	
三菱化工機	200	2,075.00	415,000	
月島ホールディングス	200	2,171.00	434,200	
帝国電機製作所	100	3,235.00	323,500	
新東工業	300	873.00	261,900	
澁谷工業	100	3,445.00	344,500	
アイチ コーポレーション	200	1,330.00	266,000	
小森コーポレーション	300	1,541.00	462,300	
鶴見製作所	100	3,800.00	380,000	

荅原製作所	2,400	2,965.50	7,117,200	
西島製作所	100	2,090.00	209,000	
A I R M A N	100	2,064.00	206,400	
ダイキン工業	1,500	18,065.00	27,097,500	
オルガノ	200	9,520.00	1,904,000	
トーヨーカネツ	100	3,960.00	396,000	
栗田工業	700	5,613.00	3,929,100	
椿本チエイン	500	1,881.00	940,500	
木村化工機	200	959.00	191,800	
アネスト岩田	200	1,505.00	301,000	
ダイフク	2,000	3,666.00	7,332,000	
タダノ	700	1,035.00	724,500	
フジテック	400	5,915.00	2,366,000	
C K D	300	2,655.00	796,500	
平和	400	2,043.00	817,200	
理想科学工業	200	1,124.00	224,800	
S A N K Y O	1,300	2,756.00	3,582,800	
日本金銭機械	200	926.00	185,200	
マースグループホールディングス	100	2,877.00	287,700	
ガリレイ	200	3,065.00	613,000	
ダイコク電機	100	2,134.00	213,400	
竹内製作所	200	4,810.00	962,000	
アマノ	300	4,539.00	1,361,700	
J U K I	200	391.00	78,200	
マックス	200	4,840.00	968,000	
グローリー	300	3,726.00	1,117,800	
新晃工業	300	1,255.00	376,500	
大和冷機工業	200	1,664.00	332,800	
セガサミーホールディングス	1,000	3,121.00	3,121,000	
T P R	200	2,044.00	408,800	
ツバキ・ナカシマ	300	342.00	102,600	
ホシザキ	700	5,276.00	3,693,200	
大豊工業	100	568.00	56,800	
日本精工	1,900	693.90	1,318,410	
N T N	2,300	246.50	566,950	
ジェイテクト	1,000	1,240.00	1,240,000	
不二越	100	3,120.00	312,000	
日本トムソン	400	564.00	225,600	
T H K	700	3,883.00	2,718,100	
Y U S H I N	200	606.00	121,200	
イーグル工業	100	1,917.00	191,700	

P I L L A R	100	3,865.00	386,500
キット	400	1,204.00	481,600
マキタ	1,500	4,430.00	6,645,000
三井E&S	700	2,876.00	2,013,200
カナデビア	1,000	972.00	972,000
三菱重工業	20,500	3,211.00	65,825,500
I H I	900	15,410.00	13,869,000
スター精密	200	1,699.00	339,800
キオクシアホールディングス	500	2,353.00	1,176,500
日清紡ホールディングス	800	933.80	747,040
イビデン	700	6,295.00	4,406,500
ユニカミノルタ	2,500	461.90	1,154,750
ブラザー工業	1,600	2,504.00	4,006,400
ミネベアミツミ	2,000	2,221.00	4,442,000
日立製作所	29,800	4,343.00	129,421,400
三菱電機	11,900	3,110.00	37,009,000
富士電機	700	6,706.00	4,694,200
安川電機	1,300	2,875.00	3,737,500
シンフォニアテクノロジー	100	9,100.00	910,000
明電舎	200	5,460.00	1,092,000
山洋電気	100	9,820.00	982,000
デンヨー	100	2,864.00	286,400
KOKUSAI ELECTRIC	800	3,341.00	2,672,800
ソシオネクスト	1,100	2,720.50	2,992,550
東芝テック	200	2,973.00	594,600
芝浦メカトロニクス	100	10,450.00	1,045,000
マブチモーター	500	2,135.50	1,067,750
ニデック	5,200	2,742.50	14,261,000
トレックス・セミコンダクター	100	1,480.00	148,000
東光高岳	100	2,392.00	239,200
ダイヘン	100	6,790.00	679,000
ヤーマン	200	834.00	166,800
JVCケンウッド	900	1,120.50	1,008,450
ミマキエンジニアリング	200	2,135.00	427,000
大崎電気工業	200	1,034.00	206,800
オムロン	1,100	3,717.00	4,088,700
日東工業	200	3,210.00	642,000
I D E C	200	2,252.00	450,400
ジーエス・ユアサ コーポレーション	500	2,625.00	1,312,500
日本電気	8,300	4,031.00	33,457,300
富士通	10,800	3,234.00	34,927,200

沖電気工業	500	1,540.00	770,000
電気興業	100	2,061.00	206,100
サンケン電気	100	8,365.00	836,500
アイホン	100	2,743.00	274,300
ルネサスエレクトロニクス	8,900	1,906.00	16,963,400
セイコーエプソン	1,500	1,863.00	2,794,500
ワコム	900	683.00	614,700
アルバック	300	5,398.00	1,619,400
E I Z O	200	2,142.00	428,400
日本信号	300	1,083.00	324,900
京三製作所	300	491.00	147,300
能美防災	200	3,845.00	769,000
ホーチキ	100	3,000.00	300,000
エレコム	300	1,869.00	560,700
パナソニック ホールディングス	13,800	1,430.00	19,734,000
シャープ	1,700	649.20	1,103,640
アンリツ	800	1,822.50	1,458,000
ソニーグループ	39,900	3,565.00	142,243,500
TDK	10,200	1,675.00	17,085,000
タムラ製作所	500	481.00	240,500
アルプスアルパイン	1,000	1,498.50	1,498,500
日本電波工業	100	761.00	76,100
メイコー	100	6,900.00	690,000
フォスター電機	100	1,729.00	172,900
ヨコオ	100	1,421.00	142,100
ホシデン	300	2,280.00	684,000
ヒロセ電機	200	17,640.00	3,528,000
日本航空電子工業	300	2,443.00	732,900
TOA	200	1,001.00	200,200
マクセル	300	1,853.00	555,900
古野電気	200	4,220.00	844,000
スミダコーポレーション	200	963.00	192,600
アイコム	100	2,846.00	284,600
リオン	100	2,610.00	261,000
横河電機	1,300	3,843.00	4,995,900
アズビル	3,200	1,418.50	4,539,200
日本光電工業	1,100	1,678.00	1,845,800
日本電子材料	100	2,322.00	232,200
堀場製作所	200	11,100.00	2,220,000
アドバンテスト	3,700	11,185.00	41,384,500
エスペック	100	3,070.00	307,000

キーエンス	1,200	55,620.00	66,744,000	
日置電機	100	5,420.00	542,000	
シスメックス	3,000	2,475.50	7,426,500	
日本マイクロニクス	200	5,310.00	1,062,000	
メガチップス	100	5,370.00	537,000	
OBARA GROUP	100	3,705.00	370,500	
コーセル	100	1,107.00	110,700	
イリソ電子工業	100	2,821.00	282,100	
オプテックスグループ	200	1,612.00	322,400	
レーザーテック	500	17,475.00	8,737,500	
スタンレー電気	700	2,846.50	1,992,550	
ウシオ電機	500	1,755.50	877,750	
日本セラミック	100	2,893.00	289,300	
古河電池	100	1,377.00	137,700	
山一電機	100	2,696.00	269,600	
図研	100	5,630.00	563,000	
日本電子	300	4,248.00	1,274,400	
カシオ計算機	800	1,165.00	932,000	
ファナック	5,500	3,809.00	20,949,500	
日本シイエムケイ	300	338.00	101,400	
大真空	200	562.00	112,400	
ローム	2,200	1,888.50	4,154,700	
浜松ホトニクス	2,000	1,821.00	3,642,000	
三井ハイテック	500	717.00	358,500	
京セラ	7,000	1,611.00	11,277,000	
太陽誘電	500	2,628.50	1,314,250	
村田製作所	10,200	2,165.00	22,083,000	
双葉電子工業	200	590.00	118,000	
ニチコン	300	1,218.00	365,400	
日本ケミコン	100	1,178.00	117,800	
KOA	200	837.00	167,400	
市光工業	200	373.00	74,600	
小糸製作所	1,200	1,814.00	2,176,800	
ミツバ	200	824.00	164,800	
SCREENホールディングス	500	12,010.00	6,005,000	
キャノン電子	100	2,479.00	247,900	
キャノン	5,800	4,001.00	23,205,800	
リコー	3,000	1,312.50	3,937,500	
象印マホービン	300	1,827.00	548,100	
東京エレクトロン	2,500	27,850.00	69,625,000	
イノテック	100	1,439.00	143,900	

トヨタ紡織	500	2,104.50	1,052,250
ユニプレス	200	1,034.00	206,800
豊田自動織機	1,000	16,220.00	16,220,000
モリタホールディングス	200	2,237.00	447,400
三櫻工業	200	635.00	127,000
デンソー	11,200	1,956.50	21,912,800
東海理化電機製作所	300	2,316.00	694,800
川崎重工業	900	10,040.00	9,036,000
名村造船所	300	2,902.00	870,600
三菱ロジスネクスト	200	1,885.00	377,000
日産自動車	14,600	305.30	4,457,380
いすゞ自動車	3,400	1,952.00	6,636,800
トヨタ自動車	61,500	2,516.00	154,734,000
日野自動車	2,000	375.50	751,000
三菱自動車工業	4,400	394.60	1,736,240
武蔵精密工業	300	3,250.00	975,000
日産車体	200	1,080.00	216,000
新明和工業	300	1,671.00	501,300
極東開発工業	200	2,530.00	506,000
トピー工業	100	2,466.00	246,600
タチエス	200	1,746.00	349,200
NOK	400	2,178.50	871,400
フタバ産業	300	789.00	236,700
カヤバ	200	3,150.00	630,000
大同メタル工業	200	670.00	134,000
プレス工業	500	564.00	282,000
太平洋工業	300	1,374.00	412,200
アイシン	2,300	1,881.00	4,326,300
マツダ	3,600	845.70	3,044,520
本田技研工業	27,400	1,487.00	40,743,800
スズキ	9,400	1,622.50	15,251,500
SUBARU	3,500	2,520.50	8,821,750
ヤマハ発動機	5,000	1,058.00	5,290,000
エクセディ	200	4,265.00	853,000
豊田合成	300	3,019.00	905,700
愛三工業	200	1,730.00	346,000
ヨロズ	100	910.00	91,000
エフ・シー・シー	200	2,948.00	589,600
シマノ	500	20,300.00	10,150,000
テイ・エス テック	400	1,753.00	701,200
テルモ	7,700	2,418.50	18,622,450

日機装	300	1,293.00	387,900
日本エム・ディ・エム	100	544.00	54,400
島津製作所	1,700	3,345.00	5,686,500
長野計器	100	1,953.00	195,300
ブイ・テクノロジー	100	2,878.00	287,800
東京計器	100	4,060.00	406,000
インターアクション	100	1,287.00	128,700
東京精密	200	9,442.00	1,888,400
マニー	500	1,220.50	610,250
ニコン	1,800	1,405.00	2,529,000
トプコン	600	3,258.00	1,954,800
オリンパス	6,400	1,721.00	11,014,400
理研計器	200	3,030.00	606,000
タムロン	800	882.00	705,600
HOYA	2,200	18,320.00	40,304,000
ノーリツ鋼機	300	1,490.00	447,000
A&Dホロンホールディングス	200	1,942.00	388,400
朝日インテック	1,400	2,295.50	3,213,700
シチズン時計	1,000	872.00	872,000
メニコン	400	1,157.00	462,800
松風	200	2,000.00	400,000
セイコーグループ	200	4,235.00	847,000
ニプロ	1,000	1,355.00	1,355,000
三井松島ホールディングス	100	5,270.00	527,000
パラマウントベッドホールディングス	300	2,524.00	757,200
トランザクション	100	2,617.00	261,700
ニホンフラッシュ	300	800.00	240,000
前田工織	200	1,876.00	375,200
アートネイチャー	200	811.00	162,200
フルヤ金属	100	2,469.00	246,900
バンダイナムコホールディングス	3,100	4,548.00	14,098,800
SHOEI	300	1,769.00	530,700
フランスベッドホールディングス	200	1,266.00	253,200
パイロットコーポレーション	200	4,230.00	846,000
萩原工業	100	1,517.00	151,700
フジシールインターナショナル	200	2,748.00	549,600
タカラトミー	500	3,195.00	1,597,500
プロネクサス	100	1,102.00	110,200
TOPPANホールディングス	1,400	3,911.00	5,475,400
大日本印刷	2,300	2,221.50	5,109,450
NISSHA	200	1,302.00	260,400

TAKARA & COMPANY	100	3,290.00	329,000
アシックス	4,200	3,598.00	15,111,600
ローランド	100	3,055.00	305,500
ヤマハ	2,000	1,023.00	2,046,000
クリナップ	200	700.00	140,000
ピジョン	800	1,701.00	1,360,800
リンテック	200	2,982.00	596,400
イトーキ	300	2,226.00	667,800
任天堂	7,300	12,970.00	94,681,000
三菱鉛筆	200	2,046.00	409,200
タカラスタANDARD	200	2,508.00	501,600
コクヨ	2,400	915.00	2,196,000
グローブライト	100	2,181.00	218,100
オカムラ	400	2,307.00	922,800
美津濃	300	2,658.00	797,400
東京電力ホールディングス	9,800	526.10	5,155,780
中部電力	4,200	1,809.50	7,599,900
関西電力	5,700	1,717.00	9,786,900
中国電力	2,000	770.00	1,540,000
北陸電力	1,200	738.00	885,600
東北電力	3,000	1,050.50	3,151,500
四国電力	1,100	1,227.00	1,349,700
九州電力	2,700	1,294.00	3,493,800
北海道電力	1,200	801.00	961,200
電源開発	800	2,523.50	2,018,800
イーレックス	200	740.00	148,000
レノバ	400	716.00	286,400
東京瓦斯	2,100	4,887.00	10,262,700
大阪瓦斯	2,200	3,685.00	8,107,000
東邦瓦斯	400	4,241.00	1,696,400
西部ガスホールディングス	100	1,784.00	178,400
静岡ガス	200	1,117.00	223,400
メタウォーター	200	2,359.00	471,800
SBSホールディングス	100	3,005.00	300,500
東武鉄道	1,200	2,513.50	3,016,200
相鉄ホールディングス	400	2,324.00	929,600
東急	3,200	1,672.00	5,350,400
京浜急行電鉄	1,400	1,559.00	2,182,600
小田急電鉄	2,000	1,608.00	3,216,000
京王電鉄	600	3,458.00	2,074,800
京成電鉄	2,100	1,258.50	2,642,850

富士急行	200	2,014.00	402,800	
東日本旅客鉄道	6,400	3,147.00	20,140,800	
西日本旅客鉄道	2,900	3,203.00	9,288,700	
東海旅客鉄道	4,500	3,337.00	15,016,500	
東京地下鉄	2,600	1,606.50	4,176,900	
西武ホールディングス	1,300	4,162.00	5,410,600	
鴻池運輸	200	3,120.00	624,000	
西日本鉄道	300	2,045.00	613,500	
ハマキョウレックス	400	1,417.00	566,800	
サカイ引越センター	200	2,680.00	536,000	
近鉄グループホールディングス	1,200	2,792.00	3,350,400	
阪急阪神ホールディングス	1,500	3,779.00	5,668,500	
南海電気鉄道	500	2,208.00	1,104,000	
京阪ホールディングス	600	3,050.00	1,830,000	
名古屋鉄道	1,200	1,639.00	1,966,800	
山陽電気鉄道	100	1,956.00	195,600	
ヤマトホールディングス	1,400	1,923.00	2,692,200	
山九	300	8,429.00	2,528,700	
丸全昭和運輸	100	7,050.00	705,000	
センコーグループホールディングス	800	2,028.00	1,622,400	
ニッコンホールディングス	700	3,439.00	2,407,300	
福山通運	200	3,510.00	702,000	
セイノーホールディングス	600	2,244.50	1,346,700	
AZ-COM丸和ホールディングス	300	1,125.00	337,500	
九州旅客鉄道	900	3,657.00	3,291,300	
SGホールディングス	2,000	1,606.00	3,212,000	
NIPPON EXPRESSホールディングス	1,300	3,250.00	4,225,000	
日本郵船	2,300	5,192.00	11,941,600	
商船三井	2,200	4,765.00	10,483,000	
川崎汽船	2,600	2,048.00	5,324,800	
飯野海運	400	1,049.00	419,600	
乾汽船	100	1,217.00	121,700	
日本航空	2,700	2,933.50	7,920,450	
ANAホールディングス	3,100	2,928.00	9,076,800	
三菱倉庫	1,100	1,205.50	1,326,050	
三井倉庫ホールディングス	300	3,845.00	1,153,500	
住友倉庫	300	3,095.00	928,500	
日本トランスシティ	200	1,089.00	217,800	
中央倉庫	100	1,379.00	137,900	
上組	500	4,162.00	2,081,000	

エーアイテイー	100	1,805.00	180,500
システナ	1,900	396.00	752,400
デジタルアーツ	100	7,770.00	777,000
日鉄ソリューションズ	400	3,883.00	1,553,200
コア	100	1,914.00	191,400
ラクーンホールディングス	100	652.00	65,200
ソリトンシステムズ	100	1,327.00	132,700
ソフトクリエイトホールディングス	200	2,133.00	426,600
T I S	1,200	4,632.00	5,558,400
グリーンホールディングス	500	496.00	248,000
ユーエーテックモホールディングス	900	2,076.50	1,868,850
三菱総合研究所	100	4,630.00	463,000
ファインデックス	100	730.00	73,000
ブレインパッド	100	1,235.00	123,500
K L a b	300	120.00	36,000
ポルトウウィンホールディングス	200	363.00	72,600
ネクソン	2,500	2,771.50	6,928,750
アイスタイル	300	546.00	163,800
エムアップホールディングス	100	2,030.00	203,000
エイチームホールディングス	100	1,271.00	127,100
エニグモ	100	280.00	28,000
コロプラ	400	509.00	203,600
ブロードリーフ	700	780.00	546,000
デジタルハーツホールディングス	100	929.00	92,900
じげん	200	458.00	91,600
ブイキューブ	100	162.00	16,200
フィックスターズ	200	1,903.00	380,600
CART A H O L D I N G S	100	2,083.00	208,300
オプティム	100	510.00	51,000
S H I F T	1,300	1,613.50	2,097,550
テクマトリックス	300	2,110.00	633,000
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	300	2,800.00	840,000
GMOペイメントゲートウェイ	300	8,600.00	2,580,000
インターネットイニシアティブ	600	2,731.50	1,638,900
さくらインターネット	200	3,660.00	732,000
S R Aホールディングス	100	4,675.00	467,500
朝日ネット	200	681.00	136,200
e B A S E	100	498.00	49,800
アバントグループ	200	1,484.00	296,800
コムチュア	200	1,744.00	348,800

アイル	100	2,636.00	263,600
マークライNZ	100	1,828.00	182,800
メディカル・データ・ビジョン	100	440.00	44,000
g u m i	200	649.00	129,800
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	200	2,487.00	497,400
ラクス	600	2,272.50	1,363,500
オープンドア	100	494.00	49,400
アカツキ	100	2,950.00	295,000
チェンジホールディングス	300	1,150.00	345,000
オークネット	200	1,648.00	329,600
マネーフォワード	300	4,977.00	1,493,100
電算システムホールディングス	100	2,574.00	257,400
A p p i e r G r o u p	500	1,531.00	765,500
ビジョナル	100	11,060.00	1,106,000
野村総合研究所	2,500	5,418.00	13,545,000
インテージホールディングス	200	1,885.00	377,000
ソースネクスト	400	168.00	67,200
シンプレクス・ホールディングス	200	3,855.00	771,000
ラクスル	400	1,200.00	480,000
メルカリ	600	2,375.50	1,425,300
ウイングアーク1st	100	3,585.00	358,500
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	100	989.00	98,900
S a n s a n	400	1,960.00	784,000
ギフトィ	100	1,446.00	144,600
メドレー	200	3,110.00	622,000
J M D C	200	3,823.00	764,600
フォーカスシステムズ	100	1,367.00	136,700
クレスコ	200	1,618.00	323,600
フジ・メディア・ホールディングス	1,100	3,782.00	4,160,200
オービック	2,200	5,553.00	12,216,600
ジャストシステム	200	3,730.00	746,000
TDCソフト	200	1,249.00	249,800
L I N Eヤフー	18,600	539.80	10,040,280
トレンドマイクロ	600	9,406.00	5,643,600
日本オラクル	200	16,635.00	3,327,000
フューチャー	300	2,256.00	676,800
オービックビジネスコンサルタント	200	8,428.00	1,685,600
アイティフォー	200	1,517.00	303,400
大塚商会	1,300	2,863.00	3,721,900
サイボウズ	200	3,875.00	775,000

電通総研	100	6,440.00	644,000	
ACCESS	100	773.00	77,300	
デジタルガレージ	200	4,220.00	844,000	
EMシステムズ	300	720.00	216,000	
C I J	400	470.00	188,000	
WOWOW	100	1,365.00	136,500	
スカラ	100	420.00	42,000	
ANYCOLOR	200	4,710.00	942,000	
アルゴグラフィックス	100	5,200.00	520,000	
エイベックス	200	1,230.00	246,000	
B I P R O G Y	400	5,935.00	2,374,000	
TBSホールディングス	600	4,944.00	2,966,400	
日本テレビホールディングス	1,000	3,236.00	3,236,000	
テレビ朝日ホールディングス	300	2,854.00	856,200	
スカパーJ S A Tホールディングス	1,100	1,414.00	1,555,400	
テレビ東京ホールディングス	100	3,670.00	367,000	
ビジョン	200	1,081.00	216,200	
U-NEXT HOLDINGS	600	2,039.00	1,223,400	
日本通信	1,000	150.00	150,000	
NTT	343,700	150.90	51,864,330	
KDDI	16,300	2,463.50	40,155,050	
ソフトバンク	185,100	218.60	40,462,860	
光通信	100	42,370.00	4,237,000	
エムティーアイ	100	913.00	91,300	
GMOインターネットグループ	400	3,662.00	1,464,800	
KADOKAWA	600	3,783.00	2,269,800	
学研ホールディングス	200	936.00	187,200	
ゼンリン	200	1,026.00	205,200	
アイネット	100	1,879.00	187,900	
松竹	100	12,890.00	1,289,000	
東宝	700	9,461.00	6,622,700	
東映	200	5,160.00	1,032,000	
NTTデータグループ	3,100	3,963.00	12,285,300	
ピー・シー・エー	100	1,813.00	181,300	
D T S	200	4,875.00	975,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	600	10,145.00	6,087,000	
シーイーシー	200	2,189.00	437,800	
カプコン	2,300	4,467.00	10,274,100	
S C S K	900	4,438.00	3,994,200	
NSW	100	2,501.00	250,100	

アイネス	100	1,697.00	169,700
TKC	200	4,440.00	888,000
NSD	500	3,547.00	1,773,500
コナミグループ	400	20,645.00	8,258,000
福井コンピュータホールディングス	100	3,085.00	308,500
JBC Cホールディングス	400	1,259.00	503,600
ミロク情報サービス	100	1,827.00	182,700
ソフトバンクグループ	5,700	11,230.00	64,011,000
リョーサン菱洋ホールディングス	200	2,720.00	544,000
あらた	200	3,150.00	630,000
東京エレクトロン デバイス	100	2,504.00	250,400
円谷フィールズホールディングス	200	2,143.00	428,600
双日	1,400	3,590.00	5,026,000
アルフレッサ ホールディングス	1,100	2,093.00	2,302,300
横浜冷凍	300	1,029.00	308,700
アルコニックス	200	1,997.00	399,400
神戸物産	1,000	4,260.00	4,260,000
あい ホールディングス	200	2,354.00	470,800
ダイワボウホールディングス	600	2,688.00	1,612,800
マクニカホールディングス	900	1,951.50	1,756,350
ラクト・ジャパン	100	3,940.00	394,000
バイタルケーエスケー・ホールディングス	200	1,233.00	246,600
八洲電機	100	1,728.00	172,800
レスター	100	2,620.00	262,000
三洋貿易	200	1,443.00	288,600
ウイン・パートナーズ	100	1,296.00	129,600
シップヘルスケアホールディングス	500	2,041.50	1,020,750
コメダホールディングス	300	2,973.00	891,900
フルサト・マルカホールディングス	100	2,293.00	229,300
ヤマエグループホールディングス	100	2,549.00	254,900
小野建	100	1,387.00	138,700
佐鳥電機	100	1,747.00	174,700
伯東	100	3,705.00	370,500
コンドーテック	100	1,508.00	150,800
ナガイレーベン	200	2,180.00	436,000
松田産業	100	3,630.00	363,000
第一興商	500	1,589.50	794,750
メディパルホールディングス	1,300	2,433.00	3,162,900
萩原電気ホールディングス	100	3,235.00	323,500
アズワン	400	2,383.50	953,400

ドウシシャ	100	2,417.00	241,700
高速	100	2,749.00	274,900
丸文	100	1,068.00	106,800
ハピネット	100	5,380.00	538,000
日本ライフライン	300	1,435.00	430,500
I DOM	400	985.00	394,000
ダイトロン	100	3,680.00	368,000
シークス	200	1,180.00	236,000
オーハシテクニカ	100	2,146.00	214,600
伊藤忠商事	8,300	7,554.00	62,698,200
丸紅	10,100	2,928.00	29,572,800
長瀬産業	600	2,863.00	1,717,800
蝶理	100	3,955.00	395,500
豊田通商	3,600	3,258.00	11,728,800
三共生興	300	607.00	182,100
兼松	500	2,788.00	1,394,000
三井物産	17,600	2,984.50	52,527,200
日本紙パルプ商事	600	626.00	375,600
カメイ	100	2,502.00	250,200
スターゼン	300	1,111.00	333,300
山善	400	1,248.00	499,200
住友商事	7,400	3,711.00	27,461,400
三菱商事	22,600	2,876.00	64,997,600
第一実業	100	2,478.00	247,800
キャノンマーケティングジャパン	200	5,226.00	1,045,200
西華産業	100	4,855.00	485,500
佐藤商事	100	1,540.00	154,000
ユアサ商事	100	4,625.00	462,500
阪和興業	200	5,880.00	1,176,000
正栄食品工業	100	4,185.00	418,500
カナデン	100	1,997.00	199,700
RYODEN	100	2,856.00	285,600
岩谷産業	1,200	1,524.00	1,828,800
アステナホールディングス	400	481.00	192,400
三愛オブリ	300	1,947.00	584,100
稲畑産業	300	3,270.00	981,000
G S I クレオス	100	2,053.00	205,300
明和産業	100	692.00	69,200
ワキタ	200	1,720.00	344,000
東邦ホールディングス	300	4,873.00	1,461,900
サンゲツ	300	2,921.00	876,300

ミツウロコグループホールディングス	200	2,170.00	434,000
伊藤忠エネクス	300	1,870.00	561,000
サンリオ	1,000	6,132.00	6,132,000
サンワテクノス	100	2,425.00	242,500
新光商事	200	952.00	190,400
三信電気	100	2,380.00	238,000
東陽テクニカ	200	1,491.00	298,200
モスフードサービス	200	3,770.00	754,000
加賀電子	300	2,847.00	854,100
ソーダニッカ	200	1,080.00	216,000
立花エレテック	100	2,760.00	276,000
フォーバル	100	1,356.00	135,600
PAL TAC	200	4,195.00	839,000
KPPグループホールディングス	300	753.00	225,900
泉州電業	100	4,160.00	416,000
トラスコ中山	300	2,113.00	633,900
オートバックスセブン	400	1,447.00	578,800
モリト	100	1,456.00	145,600
加藤産業	200	5,790.00	1,158,000
イエローハット	400	1,549.00	619,600
J Kホールディングス	100	1,184.00	118,400
日伝	100	2,770.00	277,000
杉本商事	200	1,842.00	368,400
因幡電機産業	300	4,028.00	1,208,400
ミスミグループ本社	1,900	2,040.00	3,876,000
スズケン	300	5,507.00	1,652,100
ジェコス	100	1,214.00	121,400
サンエー	200	3,010.00	602,000
カワチ薬品	100	2,835.00	283,500
エービーシー・マート	500	2,918.00	1,459,000
アスクル	300	1,482.00	444,600
ゲオホールディングス	200	1,563.00	312,600
アダストリア	200	2,902.00	580,400
くら寿司	200	3,665.00	733,000
キャンドウ	100	3,585.00	358,500
パルグループホールディングス	300	4,560.00	1,368,000
エディオン	500	2,027.00	1,013,500
サーラコーポレーション	200	930.00	186,000
ハローズ	100	4,970.00	497,000
フジオフードグループ本社	200	1,121.00	224,200
ハニーズホールディングス	100	1,436.00	143,600

アルペン	100	2,289.00	228,900	
クオールホールディングス	200	1,914.00	382,800	
ジーンズホールディングス	100	7,880.00	788,000	
ビックカメラ	700	1,628.50	1,139,950	
DCMホールディングス	600	1,402.00	841,200	
MonotaRO	1,800	2,707.00	4,872,600	
J. フロント リテイリング	1,400	2,024.50	2,834,300	
ドトール・日レスホールディングス	200	2,502.00	500,400	
マツキヨココカラ&カンパニー	2,200	3,176.00	6,987,200	
ブロンコビリー	100	3,430.00	343,000	
ZOZO	2,800	1,541.00	4,314,800	
トレジャー・ファクトリー	100	1,729.00	172,900	
物語コーポレーション	200	3,860.00	772,000	
三越伊勢丹ホールディングス	1,800	2,178.00	3,920,400	
ウエルシアホールディングス	600	2,624.50	1,574,700	
クリエイトSDホールディングス	200	3,490.00	698,000	
シュッピン	100	1,224.00	122,400	
オイシックス・ラ・大地	200	1,684.00	336,800	
ネクステージ	300	1,864.00	559,200	
ジョイフル本田	400	2,036.00	814,400	
ホットランドホールディングス	100	1,988.00	198,800	
すかいらーくホールディングス	1,700	2,893.00	4,918,100	
SFPホールディングス	100	2,202.00	220,200	
綿半ホールディングス	100	1,585.00	158,500	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	1,000	943.00	943,000	
あさひ	100	1,301.00	130,100	
日本調剤	100	3,285.00	328,500	
コスモス薬品	300	9,230.00	2,769,000	
セブン&アイ・ホールディングス	13,500	1,933.00	26,095,500	
クリエイト・レストランツ・ホールディング	900	1,520.00	1,368,000	
ツルハホールディングス	200	11,595.00	2,319,000	
サンマルクホールディングス	100	2,383.00	238,300	
トリドールホールディングス	400	4,249.00	1,699,600	
JMホールディングス	100	2,719.00	271,900	
アレンザホールディングス	100	1,035.00	103,500	
クスリのアオキホールディングス	400	3,980.00	1,592,000	
FOOD & LIFE COMPANIES	700	7,355.00	5,148,500	
メディカルシステムネットワーク	200	461.00	92,200	
ノジマ	400	3,175.00	1,270,000	

カップ・クリエイト	200	1,498.00	299,600
良品計画	1,400	6,800.00	9,520,000
アドヴァングループ	100	824.00	82,400
G-7ホールディングス	200	1,325.00	265,000
イオン北海道	300	892.00	267,600
コジマ	300	1,333.00	399,900
コーナン商事	200	3,780.00	756,000
エコス	100	2,440.00	244,000
ワタミ	200	1,006.00	201,200
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	2,500	5,039.00	12,597,500
西松屋チェーン	300	2,148.00	644,400
ゼンショーホールディングス	700	7,821.00	5,474,700
サイゼリヤ	200	4,985.00	997,000
V Tホールディングス	500	456.00	228,000
ユナイテッドアローズ	200	2,148.00	429,600
ハイデイ日高	200	3,330.00	666,000
コロワイド	700	1,920.50	1,344,350
壺番屋	500	944.00	472,000
スギホールディングス	700	3,692.00	2,584,400
スクロール	200	1,064.00	212,800
ヨンドシーホールディングス	100	1,730.00	173,000
木曾路	200	2,377.00	475,400
S R Sホールディングス	200	1,259.00	251,800
リテールパートナーズ	200	1,418.00	283,600
上新電機	100	2,414.00	241,400
日本瓦斯	600	2,700.50	1,620,300
ロイヤルホールディングス	200	2,625.00	525,000
チヨダ	100	1,170.00	117,000
ライフコーポレーション	200	2,434.00	486,800
M r M a x HD	200	842.00	168,400
A O K Iホールディングス	300	1,664.00	499,200
オークワ	200	913.00	182,600
コメリ	200	3,025.00	605,000
青山商事	300	2,221.00	666,300
しまむら	300	10,735.00	3,220,500
高島屋	1,600	1,141.00	1,825,600
松屋	300	1,141.00	342,300
エイチ・ツー・オー リテイリング	600	1,965.50	1,179,300
丸井グループ	800	3,023.00	2,418,400
アクシアル リテイリング	400	1,133.00	453,200

イオン	4,900	4,673.00	22,897,700	
イズミ	200	3,092.00	618,400	
平和堂	200	2,959.00	591,800	
フジ	200	2,004.00	400,800	
ヤオコー	100	9,941.00	994,100	
ゼビオホールディングス	200	1,096.00	219,200	
ケーズホールディングス	800	1,526.50	1,221,200	
Genky Drug Stores	200	4,120.00	824,000	
アインホールディングス	100	5,805.00	580,500	
ヤマダホールディングス	3,700	459.90	1,701,630	
アークランズ	400	1,710.00	684,000	
ニトリホールディングス	400	13,105.00	5,242,000	
グルメ杵屋	100	951.00	95,100	
吉野家ホールディングス	500	3,228.00	1,614,000	
松屋フーズホールディングス	100	5,940.00	594,000	
サガミホールディングス	200	1,708.00	341,600	
王将フードサービス	300	3,645.00	1,093,500	
ミニストップ	100	2,010.00	201,000	
アークス	200	3,110.00	622,000	
バローホールディングス	200	2,631.00	526,200	
ベルク	100	7,290.00	729,000	
大庄	100	1,173.00	117,300	
ファーストリテイリング	800	44,310.00	35,448,000	
サンドラッグ	400	4,580.00	1,832,000	
サックスバー ホールディングス	100	801.00	80,100	
ベルーナ	300	975.00	292,500	
いよぎんホールディングス	1,500	1,711.50	2,567,250	
しずおかフィナンシャルグループ	2,500	1,715.50	4,288,750	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	1,000	1,858.50	1,858,500	
楽天銀行	500	6,505.00	3,252,500	
京都フィナンシャルグループ	1,400	2,715.50	3,801,700	
めぶきフィナンシャルグループ	5,600	789.40	4,420,640	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	200	6,740.00	1,348,000	
九州フィナンシャルグループ	2,000	764.80	1,529,600	
ゆうちょ銀行	9,200	1,644.50	15,129,400	
富山第一銀行	300	1,034.00	310,200	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	6,000	956.60	5,739,600	
西日本フィナンシャルホールディングス	600	2,307.00	1,384,200	
三十三フィナンシャルグループ	100	3,320.00	332,000	
第四北越フィナンシャルグループ	400	3,555.00	1,422,000	

ひろぎんホールディングス	1,600	1,251.00	2,001,600	
おきなわフィナンシャルグループ	100	3,300.00	330,000	
十六フィナンシャルグループ	200	5,280.00	1,056,000	
北國フィナンシャルホールディングス	100	5,400.00	540,000	
プロクレアホールディングス	100	1,469.00	146,900	
あいちフィナンシャルグループ	300	2,679.00	803,700	
あおぞら銀行	800	2,169.00	1,735,200	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	73,100	1,968.00	143,860,800	
りそなホールディングス	14,100	1,291.50	18,210,150	
三井住友トラストグループ	4,000	3,855.00	15,420,000	
三井住友フィナンシャルグループ	23,500	3,598.00	84,553,000	
千葉銀行	3,500	1,362.50	4,768,750	
群馬銀行	2,000	1,324.00	2,648,000	
武蔵野銀行	200	3,600.00	720,000	
千葉興業銀行	300	1,498.00	449,400	
筑波銀行	600	247.00	148,200	
七十七銀行	400	5,175.00	2,070,000	
秋田銀行	100	3,170.00	317,000	
山形銀行	100	1,525.00	152,500	
岩手銀行	100	3,340.00	334,000	
東邦銀行	1,000	354.00	354,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	1,000	4,026.00	4,026,000	
スルガ銀行	900	1,421.00	1,278,900	
八十二銀行	2,500	1,292.50	3,231,250	
山梨中央銀行	100	2,746.00	274,600	
大垣共立銀行	200	2,807.00	561,400	
福井銀行	100	1,857.00	185,700	
滋賀銀行	200	6,150.00	1,230,000	
南都銀行	100	4,545.00	454,500	
百五銀行	1,000	739.00	739,000	
紀陽銀行	400	2,655.00	1,062,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	700	3,119.00	2,183,300	
山陰合同銀行	700	1,283.00	898,100	
百十四銀行	100	4,800.00	480,000	
四国銀行	200	1,221.00	244,200	
阿波銀行	100	3,105.00	310,500	
大分銀行	100	4,570.00	457,000	
宮崎銀行	100	3,985.00	398,500	
琉球銀行	200	1,207.00	241,400	
セブン銀行	4,300	266.80	1,147,240	
みずほフィナンシャルグループ	15,200	4,126.00	62,715,200	

山口フィナンシャルグループ	1,100	1,647.50	1,812,250	
名古屋銀行	100	8,730.00	873,000	
北洋銀行	1,700	625.00	1,062,500	
愛媛銀行	200	1,042.00	208,400	
京葉銀行	500	1,111.00	555,500	
栃木銀行	700	435.00	304,500	
東和銀行	200	758.00	151,600	
トモニホールディングス	900	610.00	549,000	
フィデアホールディングス	100	1,501.00	150,100	
池田泉州ホールディングス	1,400	640.00	896,000	
F P G	400	2,355.00	942,000	
ジャパンインベストメントアドバイザー	200	1,788.00	357,600	
S B I ホールディングス	1,800	5,882.00	10,587,600	
ジャフコ グループ	400	2,465.50	986,200	
大和証券グループ本社	8,100	1,016.00	8,229,600	
野村ホールディングス	19,300	933.80	18,022,340	
岡三証券グループ	800	691.00	552,800	
丸三証券	400	887.00	354,800	
東洋証券	600	487.00	292,200	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	1,300	516.00	670,800	
水戸証券	600	528.00	316,800	
いちよし証券	100	783.00	78,300	
松井証券	700	706.00	494,200	
マネックスグループ	1,100	790.00	869,000	
極東証券	200	1,425.00	285,000	
岩井コスモホールディングス	100	2,308.00	230,800	
アイザワ証券グループ	200	1,316.00	263,200	
スパークス・グループ	100	1,434.00	143,400	
かんぽ生命保険	1,300	3,466.00	4,505,800	
SOMPOホールディングス	5,300	4,325.00	22,922,500	
アニコム ホールディングス	400	727.00	290,800	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	8,400	3,119.00	26,199,600	
第一生命ホールディングス	20,700	1,126.00	23,308,200	
東京海上ホールディングス	10,900	5,885.00	64,146,500	
T&Dホールディングス	3,100	3,405.00	10,555,500	
全国保証	600	3,152.00	1,891,200	
S B I アルヒ	200	826.00	165,200	
プレミアグループ	300	2,180.00	654,000	
クレディセゾン	700	3,947.00	2,762,900	
芙蓉総合リース	300	3,975.00	1,192,500	

みずほリース	900	1,104.00	993,600	
東京センチュリー	900	1,743.00	1,568,700	
日本証券金融	400	1,795.00	718,000	
アイフル	1,800	430.00	774,000	
リコーリース	100	5,380.00	538,000	
イオンフィナンシャルサービス	700	1,289.50	902,650	
アコム	4,000	421.20	1,684,800	
ジャックス	100	4,065.00	406,500	
オリエントコーポレーション	300	981.00	294,300	
オリックス	6,600	3,321.00	21,918,600	
三菱HCキャピタル	5,300	1,083.50	5,742,550	
日本取引所グループ	6,800	1,461.00	9,934,800	
イー・ギャランティ	200	1,451.00	290,200	
r o b o t h o m e	200	149.00	29,800	
大東建託	400	15,440.00	6,176,000	
いちご	1,200	377.00	452,400	
日本駐車場開発	2,000	263.00	526,000	
ヒューリック	2,700	1,428.50	3,856,950	
野村不動産ホールディングス	3,700	830.20	3,071,740	
三重交通グループホールディングス	300	492.00	147,600	
ディア・ライフ	300	1,251.00	375,300	
地主	100	2,245.00	224,500	
JPMC	100	1,163.00	116,300	
フージャースホールディングス	200	1,300.00	260,000	
オープンハウスグループ	400	6,548.00	2,619,200	
東急不動産ホールディングス	3,500	1,006.00	3,521,000	
飯田グループホールディングス	1,100	2,063.50	2,269,850	
ケイアイスター不動産	100	4,725.00	472,500	
パーク24	1,000	1,919.50	1,919,500	
三井不動産	15,800	1,330.50	21,021,900	
三菱地所	6,500	2,689.50	17,481,750	
平和不動産	400	2,186.00	874,400	
東京建物	1,000	2,447.00	2,447,000	
京阪神ビルディング	200	1,525.00	305,000	
住友不動産	1,900	5,291.00	10,052,900	
テーオーシー	300	704.00	211,200	
レオパレス21	1,200	679.00	814,800	
スターツコーポレーション	200	4,495.00	899,000	
フジ住宅	200	677.00	135,400	
明和地所	100	936.00	93,600	
ゴールドクレスト	100	3,340.00	334,000	

日神グループホールディングス	200	512.00	102,400
エスコン	400	1,003.00	401,200
MIRARTHホールディングス	800	372.00	297,600
カチタス	300	2,459.00	737,700
トーセイ	200	2,705.00	541,000
サンフロンティア不動産	200	2,032.00	406,400
FJネクストホールディングス	100	1,188.00	118,800
日本空港ビルデング	400	4,572.00	1,828,800
LIFULL	400	183.00	73,200
MIXI	300	3,485.00	1,045,500
ジェイエイシーリクルートメント	400	1,037.00	414,800
日本M&Aセンターホールディングス	1,900	700.60	1,331,140
UTグループ	200	2,430.00	486,000
オープンアップグループ	400	1,679.00	671,600
コシダカホールディングス	500	1,295.00	647,500
パソナグループ	200	2,164.00	432,800
リンクアンドモチベーション	300	484.00	145,200
エス・エム・エス	500	1,422.00	711,000
パーソルホールディングス	11,200	287.20	3,216,640
クックパッド	400	227.00	90,800
学情	100	1,784.00	178,400
ALSOK	1,900	1,053.50	2,001,650
カカクコム	900	2,631.00	2,367,900
ルネサンス	100	1,040.00	104,000
ディップ	200	2,377.00	475,400
デジタルホールディングス	100	1,231.00	123,100
新日本科学	100	1,364.00	136,400
エムスリー	2,400	1,910.50	4,585,200
ディー・エヌ・エー	500	2,399.00	1,199,500
博報堂DYホールディングス	1,400	1,158.00	1,621,200
ぐるなび	200	249.00	49,800
タカミヤ	200	323.00	64,600
エスプール	300	337.00	101,100
WDBホールディングス	100	1,662.00	166,200
アドウェイズ	100	337.00	33,700
バリューコマース	100	798.00	79,800
インフォマート	1,300	404.00	525,200
JPホールディングス	400	533.00	213,200
プレステージ・インターナショナル	500	609.00	304,500
アミューズ	100	1,619.00	161,900
クイック	100	2,247.00	224,700

電通グループ	1,200	2,866.00	3,439,200
テイクアンドギヴ・ニーズ	100	888.00	88,800
シーティーエス	100	819.00	81,900
H. U. グループホールディングス	400	3,201.00	1,280,400
アルプス技研	100	2,712.00	271,200
日本空調サービス	100	1,082.00	108,200
オリエンタルランド	7,000	3,115.00	21,805,000
ダスキン	200	3,913.00	782,600
明光ネットワークジャパン	200	751.00	150,200
ファルコホールディングス	100	2,290.00	229,000
ラウンドワン	1,200	1,543.00	1,851,600
リゾートトラスト	1,000	1,834.00	1,834,000
ビー・エム・エル	100	3,430.00	343,000
リソー教育	700	219.00	153,300
ユー・エス・エス	2,500	1,669.00	4,172,500
東京個別指導学院	100	360.00	36,000
サイバーエージェント	2,600	1,543.00	4,011,800
楽天グループ	8,500	774.00	6,579,000
クリーク・アンド・リバー社	100	1,500.00	150,000
テー・オー・ダブリュー	400	306.00	122,400
フルキャストホールディングス	100	1,611.00	161,100
エン・ジャパン	200	1,707.00	341,400
テクノプロ・ホールディングス	700	4,382.00	3,067,400
アイ・アールジャパンホールディングス	100	701.00	70,100
K e e P e r 技研	100	3,200.00	320,000
イー・ガーディアン	100	2,177.00	217,700
ジャパンマテリアル	400	1,385.00	554,000
ベクトル	200	1,092.00	218,400
チャーム・ケア・コーポレーション	100	1,286.00	128,600
I B J	200	844.00	168,800
M&Aキャピタルパートナーズ	100	2,848.00	284,800
ライドオンエクスプレスホールディングス	100	996.00	99,600
シグマックス・ホールディングス	400	1,141.00	456,400
ウィルグループ	100	939.00	93,900
メドピア	100	758.00	75,800
リクルートホールディングス	8,800	8,084.00	71,139,200
エラン	100	824.00	82,400
日本郵政	11,700	1,350.00	15,795,000
ベルシステム24ホールディングス	200	1,284.00	256,800
鎌倉新書	100	537.00	53,700

エアトリ	100	922.00	92,200	
アトラエ	100	748.00	74,800	
ソラスト	300	418.00	125,400	
インソース	200	960.00	192,000	
ベイカレント	900	8,293.00	7,463,700	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	500	4,135.00	2,067,500	
ミダックホールディングス	100	2,003.00	200,300	
キュービーネットホールディングス	100	1,196.00	119,600	
マネジメントソリューションズ	100	1,633.00	163,300	
アンビスホールディングス	300	490.00	147,000	
カーブスホールディングス	300	678.00	203,400	
ダイレクトマーケティングミックス	200	254.00	50,800	
LITALICO	100	1,219.00	121,900	
リログループ	700	1,721.00	1,204,700	
東祥	100	650.00	65,000	
TREホールディングス	200	1,329.00	265,800	
大栄環境	200	2,949.00	589,800	
日本管財ホールディングス	100	2,736.00	273,600	
M&A総研ホールディングス	100	1,334.00	133,400	
エイチ・アイ・エス	400	1,375.00	550,000	
共立メンテナンス	400	3,687.00	1,474,800	
イチネンホールディングス	100	1,636.00	163,600	
建設技術研究所	200	2,969.00	593,800	
スペース	100	1,178.00	117,800	
東京都競馬	100	4,970.00	497,000	
カナモト	200	3,400.00	680,000	
ニシオホールディングス	100	4,055.00	405,500	
トランス・コスモス	200	3,500.00	700,000	
乃村工藝社	500	865.00	432,500	
藤田観光	100	11,650.00	1,165,000	
トーカイ	100	2,132.00	213,200	
セコム	2,400	5,355.00	12,852,000	
セントラル警備保障	100	2,287.00	228,700	
丹青社	300	1,303.00	390,900	
メイテックグループホールディングス	400	3,171.00	1,268,400	
応用地質	100	3,085.00	308,500	
船井総研ホールディングス	300	2,325.00	697,500	
ダイセキ	300	3,420.00	1,026,000	
合 計	2,206,900		4,651,536,100	

- ② 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2025年7月19日から2026年1月18日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月3日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんトピックスオープン（2025年7月19日から2026年1月18日まで）の中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんトピックスオープン（2026年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年7月19日から2026年1月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中

間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表
しんきんトピックスオープン
(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2025年7月18日現在)	当中間計算期間末 (2026年1月18日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	—	5,681,148
コール・ローン	159,636,206	100,326,318
株式	4,651,536,100	5,989,013,920
派生商品評価勘定	1,808,600	5,681,000
未収入金	810,000	—
未収配当金	6,225,941	7,248,141
未収利息	1,530	4,947
差入委託証拠金	6,759,108	4,362,972
流動資産合計	4,826,777,485	6,112,318,446
資産合計	4,826,777,485	6,112,318,446
負債の部		
流動負債		
前受金	2,088,000	5,751,000
未払収益分配金	64,823,886	—
未払解約金	11,412,341	12,099,146
未払受託者報酬	2,509,264	2,981,525
未払委託者報酬	17,564,796	20,870,605
その他未払費用	110,000	110,000
流動負債合計	98,508,287	41,812,276
負債合計	98,508,287	41,812,276
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2 2,400,884,691	※1, ※2 2,371,540,287
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	2,327,384,507	3,698,965,883
(分配準備積立金)	1,374,211,590	1,206,205,892
元本等合計	4,728,269,198	6,070,506,170
純資産合計	4,728,269,198	6,070,506,170
負債純資産合計	4,826,777,485	6,112,318,446

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 (自 2024年7月19日 至 2025年1月18日)	当中間計算期間 (自 2025年7月19日 至 2026年1月18日)
営業収益		
受取配当金	52,040,466	58,525,312
受取利息	171,091	170,460
有価証券売買等損益	△301,387,227	1,350,707,446
派生商品取引等損益	△5,730,500	24,304,700
その他収益	4,801	2,200
営業収益合計	△254,901,369	1,433,710,118
営業費用		
受託者報酬	2,584,058	2,981,525
委託者報酬	18,088,373	20,870,605
その他費用	110,000	110,000
営業費用合計	20,782,431	23,962,130
営業利益又は営業損失(△)	△275,683,800	1,409,747,988
経常利益又は経常損失(△)	△275,683,800	1,409,747,988
中間純利益又は中間純損失(△)	△275,683,800	1,409,747,988
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△19,167,435	73,004,142
期首剰余金又は期首欠損金(△)	2,351,796,047	2,327,384,507
剰余金増加額又は欠損金減少額	240,136,017	340,750,394
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	240,136,017	340,750,394
剰余金減少額又は欠損金増加額	257,789,782	305,912,864
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	257,789,782	305,912,864
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	2,077,625,917	3,698,965,883

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 (2025年7月18日現在)	当中間計算期間末 (2026年1月18日現在)
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	<p>期首元本額 2,382,007,619円</p> <p>期中追加設定元本額 473,219,723円</p> <p>期中一部解約元本額 454,342,651円</p>	<p>期首元本額 2,400,884,691円</p> <p>期中追加設定元本額 284,776,429円</p> <p>期中一部解約元本額 314,120,833円</p>
※2 中間計算期間末日における受益権の総数	2,400,884,691口	2,371,540,287口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 (自 2024年7月19日 至 2025年1月18日)	当中間計算期間 (自 2025年7月19日 至 2026年1月18日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	前計算期間末 (2025年7月18日現在)	当中間計算期間末 (2026年1月18日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)
 取引の時価等に関する事項
 (株式関連)

(単位：円)

区分	種類	前計算期間末 (2025年7月18日現在)			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
合計		140,112,000	—	141,925,000	1,813,000

(単位：円)

区分	種類	当中間計算期間末 (2026年1月18日現在)			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
合計		67,689,000	—	73,370,000	5,681,000

(注) 1. 時価の算定方法

中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額ベースであります。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報)

前計算期間末 (2025年7月18日現在)	当中間計算期間末 (2026年1月18日現在)
1口当たり純資産額 1.9694円 (1万口当たり純資産額 19,694円)	1口当たり純資産額 2.5597円 (1万口当たり純資産額 25,597円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2026年1月30日現在

I 資産総額	5,979,274,629 円
II 負債総額	23,120,161 円
III 純資産総額(I—II)	5,956,154,468 円
IV 発行済数量	2,387,519,777 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	2.4947 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 受益証券の名義書換え等
該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿の閉鎖の時期
該当事項はありません。
- (3) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (4) 受益権の譲渡制限の内容
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (5) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (6) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (7) 償還金
償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- (8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間における主な資本の額の増減はありません。

(2) 当社の機構

○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、議長となります。ただし、取締役会長を置いた場合には、取締役会長が招集し、議長となります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○投資運用の意思決定機構

① 商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

② 運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、信託財産の運用リスク管理状況ならびに運用に関する法令・諸規則および諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

③ コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を経営管理部担当役員、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2026年1月30日現在、以下のとおりです。

(親投資信託を除きます。)

(単位：百万円)

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	98	909,093
単位型公社債投資信託	56	90,589
単位型株式投資信託	90	157,623
合計	244	1,157,306

(注) 純資産総額は百万円未満を切り捨てています。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。
中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 282 条および第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
2. 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表ならびに中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査および中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 岩崎 裕男

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

科 目	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		8,583,718		4,034,379
前払費用			36,090		38,575
未収委託者報酬			714,228		695,298
未収運用受託報酬	*2		17,472		20,424
未収収益			53		26,135
未収還付消費税等			-		4,194
その他の流動資産			8,804		8,662
流動資産計			9,360,369		4,827,670
固定資産					
有形固定資産	*1		96,118		95,211
建物		66,035		61,724	
器具備品		30,082		33,486	
無形固定資産			30,478		20,023
ソフトウェア		28,836		18,492	
電話加入権		959		959	
その他		681		571	
投資その他の資産			61,265		5,060,188
長期預金		-		5,000,000	
投資有価証券		22,943		22,314	
長期前払費用		1,735		1,920	
繰延税金資産		36,586		35,953	
固定資産計			187,861		5,175,422
資産合計			9,548,231		10,003,093

科 目	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
		金 額	金 額	金 額	金 額
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			525,427		527,860
未払手数料	*2	446,175		446,076	
その他未払金		79,251		81,783	
未払法人税等			99,630		87,968
未払消費税等			23,241		16,552
未払事業所税			2,368		2,324
賞与引当金			85,497		84,777
その他の流動負債			4,498		4,579
流動負債計			740,664		724,062
固定負債					
退職給付引当金			149,819		136,020
役員退職慰労引当金			16,156		20,312
固定負債計			165,976		156,332
負債合計			906,640		880,395
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			8,641,284		9,122,882
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			8,441,284		8,922,882
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		8,439,284		8,920,882	
別途積立金		7,700,000		8,280,000	
繰越利益剰余金		739,284		640,882	
評価・換算差額等			307		△185
その他有価証券評価差額金			307		△185
純資産合計			8,641,591		9,122,697
負債・純資産合計			9,548,231		10,003,093

(2) 【損益計算書】

科 目	注記 番号	前事業年度		当事業年度	
		自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			5,755,477		5,340,764
運用受託報酬	*1		119,263		137,412
営業収益計			5,874,740		5,478,177
営業費用					
支払手数料	*1		2,834,615		2,652,671
広告宣伝費			56,076		62,062
調査費			862,064		884,082
調査研究費		602,300		610,815	
委託調査費		259,764		273,266	
営業雑経費			78,304		74,675
印刷費		67,921		64,760	
郵便料		130		123	
電信電話料		5,157		4,846	
協会費		5,094		4,945	
営業費用計			3,831,061		3,673,492
一般管理費					
給料			738,208		721,645
役員報酬		66,058		63,295	
給料・手当		493,278		481,210	
賞与		73,133		71,675	
法定福利費		100,162		99,431	
福利厚生費		5,575		6,032	
賞与引当金繰入			85,414		84,096
退職給付費用			80,176		79,421
役員退職慰労引当金繰入			10,662		8,656
交際費			4,789		3,280
旅費交通費			9,001		7,619
租税公課			22,609		20,777
不動産賃借料			62,981		63,355
固定資産減価償却費			28,300		27,450
諸経費			156,090		152,847
一般管理費計			1,198,235		1,169,148
営業利益			845,443		635,536
営業外収益					
受取利息	*1		132		59,650
その他営業外収益			328		255
営業外収益計			461		59,906
営業外費用					
雑損失			4,534		2,205
営業外費用計			4,534		2,205
経常利益			841,371		693,236

科 目	注記 番号	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日		当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
特別損失					
固定資産除却損			3,426		-
特別損失計			3,426		-
税引前当期純利益			837,944		693,236
法人税、住民税および事業税			250,927		210,869
法人税等調整額			1,993		769
当期純利益			585,023		481,598

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	710,000	△710,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	585,023	585,023	585,023
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	710,000	△124,976	585,023	585,023
当期末残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	155	155	8,056,416
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	585,023
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	151	151	151
当期変動額合計	151	151	585,174
当期末残高	307	307	8,641,591

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	580,000	△580,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	481,598	481,598	481,598
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	580,000	△98,401	481,598	481,598
当期末残高	200,000	2,000	8,280,000	640,882	8,922,882	9,122,882

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	307	307	8,641,591
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	481,598
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△492	△492	△492
当期変動額合計	△492	△492	481,106
当期末残高	△185	△185	9,122,697

重要な会計方針

	<p style="text-align: center;">当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日</p>
<p>1. 有価証券の評価基準および評価方法</p>	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器 具 備 品 3年 ～ 20年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>
<p>4. 収益および費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。</p> <p>(1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
建 物	85,996 千円	90,508 千円
器具備品	46,782 千円	43,526 千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
普通預金	7,469,689 千円	3,741,388 千円
定期預金	1,000,000 千円	- 千円
未収運用受託報酬	2,051 千円	- 千円
未払手数料	214,856 千円	260,208 千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
運用受託報酬	68,151 千円	59,960 千円
受取利息	129 千円	2,714 千円
支払手数料	2,203,996 千円	2,126,084 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

(リース取引関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	22,943	22,943	—
合計	22,943	22,943	—

(注1) 上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1) 預金	8,583,432	8,583,432	—
(2) 未収委託者報酬	714,228	714,228	—
(3) 未収運用受託報酬	17,472	17,472	—
合計	9,315,133	9,315,133	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	22,943	—	22,943
合計	—	22,943	—	22,943

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資産運用については預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によりますが、中途解約しない限り元本が保証されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

仕組み預金については、自己資金の運用リスクの管理方針に基づき、自己資金運用リスク管理細則を定め、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクを的確に把握し適正に管理し、定期的に経営委員会に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金（長期預金除く）、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期預金	5,000,000	4,924,742	75,257
投資有価証券	22,314	22,314	—
合計	5,022,314	4,947,057	75,257

(注1) 上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
(1) 預金	4,034,033	4,034,033	—	—
(2) 未収委託者報酬	695,298	695,298	—	—
(3) 未収収益	26,135	26,135	—	—
(4) 未収運用受託報酬	20,424	20,424	—	—
(5) 長期預金	5,000,000	—	—	5,000,000
合計	9,775,892	4,775,892	—	5,000,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	22,314	—	22,314
合計	—	22,314	—	22,314

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	4,924,742	—	4,924,742
合計	—	4,924,742	—	4,924,742

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

長期預金

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によっており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	2,934	2,000	934
小計	2,934	2,000	934
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	20,008	20,500	△491
小計	20,008	20,500	△491
合計	22,943	22,500	443

当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	2,774	2,000	774
小計	2,774	2,000	774
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	19,540	20,500	△959
小計	19,540	20,500	△959
合計	22,314	22,500	△185

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
委託者報酬	5,755,477
運用受託報酬	119,263
合計	5,874,740

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
委託者報酬	5,340,764
運用受託報酬	137,412
合計	5,478,177

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針]4. 収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	147,286	149,819
退職給付費用	19,805	18,944
退職給付の支払額	△17,272	△32,744
制度への拠出額	—	—
退職給付引当金の期末残高	149,819	136,020

(2) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	149,819	136,020
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	149,819	136,020
退職給付引当金	149,819	136,020
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	149,819	136,020

(3) 退職給付費用

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
	千円	千円
簡便法で計算した退職給付費用	19,805	18,944

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 52,340 千円、当事業年度 51,552 千円であります。

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
(1) 直近の積立状況に関する事項	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
	千円	千円
年金資産の額	1,680,937,373	1,832,300,599
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	1,770,192,799	1,853,684,901
差引額	<u>△89,255,425</u>	<u>△21,384,301</u>
(2) 掛金に占める当社の拠出割合	(2023年3月分) 0.1104%	(2024年3月分) 0.1125%
(3) 補足説明	<p>上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高147,969,513千円および年金財政計算上の別途積立金58,714,087千円であります。</p> <p>本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。</p>	<p>上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高134,623,732千円および年金財政計算上の別途積立金113,239,430千円であります。</p> <p>本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。</p>

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	26,179	25,958
役員退職慰労引当金	4,947	6,402
退職給付引当金繰入限度超過額	45,874	42,873
未払事業税	5,926	5,457
未払事業所税	725	711
その他有価証券評価差額金	—	58
その他	3,890	3,824
繰延税金資産 小計	87,544	85,287
評価性引当額	△50,821	△49,334
繰延税金資産 合計	36,722	35,953
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	△135	—
繰延税金負債 合計	△135	—
繰延税金資産の純額	36,586	35,953

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	68,151

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	59,960

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の兼 務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	890,998 百万円	信用金 庫連合 会事業	直接 (被所有) 100%	兼任1 人	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	投資信託 の代行手 数料 運用受託 報酬 出向者 人件費 事務所 賃借料	2,203,996 千円 68,151 千円 70,903 千円 49,958 千円	未払 手数料	214,856 千円

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の兼 務等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	投資信託 の代行手 数料	594,916 千円	未払 手数料	132,162 千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫 (東京証券取引所に上場)

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	890,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	2,126,084千円 59,960千円 59,239千円 49,958千円	未払手数料	260,208千円

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	483,375千円	未払手数料	86,274千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
1 株当たり純資産額	2,160,397 円 84 銭	2,280,674 円 43 銭
1 株当たり当期純利益金額	146,255 円 82 銭	120,399 円 68 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
当期純利益金額	585,023 千円	481,598 千円
普通株主に帰属しない金額	—千円	—千円
普通株式に係る当期純利益金額	585,023 千円	481,598 千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月17日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 熊谷 充孝
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過

程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

2 中間財務諸表
 (1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末 2025年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		4,153,532
前払費用		77,991
未収委託者報酬		753,339
未収運用受託報酬		19,135
未収収益		26,524
その他の流動資産		8,178
流動資産計		5,038,700
固定資産		
有形固定資産 * 1		88,760
建物	59,792	
器具備品	28,967	
無形固定資産		16,504
ソフトウェア	15,028	
電話加入権	959	
その他	516	
投資その他の資産		5,053,389
長期預金	5,000,000	
投資有価証券	22,854	
長期前払費用	1,532	
繰延税金資産	29,001	
固定資産計		5,158,654
資産合計		10,197,355

当中間会計期間末
2025年9月30日

科 目	金 額	
	千円	千円
(負債の部)		
流動負債		
未払金		555,258
未払手数料	469,273	
その他未払金	85,985	
未払法人税等		78,750
未払消費税等		25,462
未払事業所税		1,171
賞与引当金		65,728
その他の流動負債		6,315
流動負債計		732,686
固定負債		
退職給付引当金		112,368
役員退職慰労引当金		13,456
固定負債計		125,825
負債合計		858,511
(純資産の部)		
株主資本		9,338,601
資本金		200,000
利益剰余金		9,138,601
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	9,136,601	
別途積立金	8,760,000	
繰越利益剰余金	376,601	
評価・換算差額等		243
その他有価証券評価差額金	243	
純資産合計		9,338,844
負債・純資産合計		10,197,355

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間		
自 2025年4月1日		
至 2025年9月30日		
科目	金額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		2,637,463
運用受託報酬		36,427
営業収益計		2,673,891
営業費用		
支払手数料		1,300,577
広告宣伝費		36,121
調査費		458,513
調査研究費	316,226	
委託調査費	142,286	
営業雑経費		34,673
印刷費	29,815	
郵便料	102	
電信電話料	2,523	
協会費	2,231	
営業費用計		1,829,885
一般管理費		
給料		327,181
役員報酬	31,701	
給料・手当	240,767	
法定福利費	51,477	
福利厚生費	3,235	
賞与引当金繰入		62,395
退職給付費用		44,191
役員退職慰労引当金繰入		5,143
交際費		1,428
旅費交通費		5,506
租税公課		10,078
不動産賃借料		31,893
固定資産減価償却費 * 1		13,235
諸経費		77,145
一般管理費計		578,201
営業利益		265,804
営業外収益		
受取利息		34,969
その他営業外収益		273
営業外収益計		35,242
営業外費用		
雑損失		1,457
営業外費用計		1,457
経常利益		299,589

当中間会計期間		
自 2025年4月1日		
至 2025年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
特別損失		
固定資産除却損	758	
特別損失計		758
税引前中間純利益		298,831
法人税、住民税および事業税		76,273
法人税等調整額		6,839
中間純利益		215,718

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	利益剰余金			利益 剰余金 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金			
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	8,280,000	640,882	8,922,882	9,122,882
当中間期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	480,000	△480,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	215,718	215,718	215,718
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	480,000	△264,281	215,718	215,718
当中間期末残高	200,000	2,000	8,760,000	376,601	9,138,601	9,338,601

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△185	△185	9,122,697
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
中間純利益	—	—	215,718
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	428	428	428
当中間期変動額合計	428	428	216,146
当中間期末残高	243	243	9,338,844

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日
<p>1. 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年～50年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
<p>4. 収益および費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。</p> <p>(1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項 目	当中間会計期間末 2025年9月30日	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物	92,440 千円
	器具備品	44,164 千円

(中間損益計算書関係)

項 目	当中間会計期間 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	
* 1 減価償却実施額	有形固定資産	7,899 千円
	無形固定資産	5,336 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

(金融商品関係)

当中間会計期間末(2025年9月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

なお、現金・預金(長期預金除く)、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期預金	5,000,000	4,881,029	△118,970
投資有価証券	22,854	22,854	—
合計	5,022,854	4,903,884	△118,970

(注) 上記表中の投資有価証券の中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	22,854	—	22,854
合計	—	22,854	—	22,854

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	4,881,029	—	4,881,029
合計	—	4,881,029	—	4,881,029

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

長期預金

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によっており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

当中間会計期間末 (2025年9月30日)

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	3,254	2,000	1,254
小計	3,254	2,000	1,254
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	19,600	20,500	△899
小計	19,600	20,500	△899
合計	22,854	22,500	354

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間	
自 2025年4月1日	
至 2025年9月30日	
委託者報酬	2,637,463 千円
運用受託報酬	36,427 千円
合計	2,673,891 千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 4 収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間	
自	2025年4月1日
至	2025年9月30日
1株当たり純資産額	2,334,711円7銭
1株当たり中間純利益	53,929円60銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注)算定上の基礎	
1株当たり中間純利益	
中間純利益	215,718千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る中間純利益	215,718千円
期中平均株式数	4,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託
しんきんトピックスオープン
約 款

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

運用の基本方針

約款第 20 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場全体の動きをとらえることを目標に、東証株価指数（T O P I X）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてわが国の株式を主要投資対象とします。ただし、投資信託財産の規模によっては、主としてわが国の公社債等に投資するとともに株価指数先物取引等を利用して運用を行う場合があります。

(2) 投資態度

- ① 東京証券取引所上場株式に投資し、投資成果を東証株価指数（T O P I X）の動きに連動させることを目指して運用を行うことを基本とします。
- ② 株式（株価指数先物取引等を含む）の組入比率は、高位を保ちます。
- ③ 東証株価指数（T O P I X）の動きに連動させるため（投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のために限ります。）、国内において行われる株価指数先物取引等を利用することがあります。このため株式の組入時価総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ④ 前記③のほか、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券指数等オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。
- ⑦ 株式以外の資産への投資割合は、原則として、投資信託財産の総額の 50%以下とします。
- ⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資制限
株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

⑦ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第26条の範囲で行います。

⑧ 金利先渡取引の範囲

金利先渡取引は、約款第27条の範囲で行います。

3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

③ 収益分配に充てず投資信託財産に留保した収益等については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
「しんきんトピックスオープン」約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、しんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- ③ 第1項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第7項、第48条第1項、第49条、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、300億口を上限として均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た投資

信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者の指定する証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下「販売会社」といいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下「販売会社」といいます。)は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって売却することができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって売却することができるものとします。

- ② この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- ③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益証券の種類)

第12条 (削除)

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替

機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第 15 条 (削 除)

(記名式の受益証券の再交付)

第 16 条 (削 除)

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第 17 条 (削 除)

(受益証券の再交付の費用)

第 18 条 (削 除)

(投資の対象とする有価証券の範囲等)

第 19 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいい、外国投資信託を除きます。）
14. 投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）

15. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとしします。）
 17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 18. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第20条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式の範囲）

第21条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 22 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 23 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 24 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 25 条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 26 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信

託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし、
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとし、
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、

(金利先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第 27 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとし、なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとし、
- ④ 金利先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとし、
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第 27 条の 2 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととし、

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第 27 条の 3 デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとし、

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 28 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(保管業務の委任)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第30条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について、円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第32条 (削除)

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第33条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却および再投資の指図)

第34条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

- ② 委託者は、前項の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図が

できます。

(資金の借入れ)

第 35 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。
 3. 借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の 10%以内。
- ③ 第 1 項の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 36 条 委託者の指図に基づく行為により、投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 37 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替・転換・新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 38 条 この信託の計算期間は、毎年 7 月 19 日から翌年 7 月 18 日までを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 12 年 7 月 19 日から平成 13 年 7 月 18 日までとし、最終計算期間の終了日は第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第 39 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 40 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁

します。

- ② 投資信託財産の財務諸表の監査にかかる監査報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額）

第 41 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 80 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めず。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 42 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金等の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 43 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、一部解約金については第 44 条第 4 項に規定する支払日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 44 条第 3 項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 44 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権について

は原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第46条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に支払われます。この場合委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けの取扱いを行うものとし、当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第47条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(受益証券の混蔵保管および返還請求の取扱い)

第45条 (削除)

(収益分配金および償還金の時効)

第46条 収益分配金については、受益者が第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、受益者が第44条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第47条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位（別に定める契約にかかる受益権または委託者の指定する販売会社の所有にかかる受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることとが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑨ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑩ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第7項の信託契約の解約を行いません。
- ⑪ 委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑫ 第8項から第10項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、まことにやむを得ない事情が生じている場合であって、第9項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 47 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 48 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項についてあらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、まことにやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 49 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 53 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 50 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 53 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い)

第 51 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 52 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 53 条の規定にしたがい新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第 53 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の投資信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 53 条の 2 第 47 条第 7 項に規定する信託契約の解約、第 48 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 47 条第 9 項、第 48 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する販売会社を経由して、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者と受託者との協議により決定するものとします。

(公告)

第 54 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報の提供)

第 54 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 55 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条（受益証券の発行）、第10条（受益証券の発行についての受託者の認証）、第12条（受益証券の種類）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第2条 第27条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成12年7月19日（信託契約締結日）

委託者	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社

